

白耳義法學博士ヂュップリエ著
日本 坂部行三郎譯



英國立憲大臣論

東京 丸善株式會社

緒言

本書は先年佛國學士會院の懸賞募集に當選したる近世各國立憲大臣論中の一編なる英國立憲大臣論を譯述したるものにして今茲に之を公刊する所以のものは聊か現時の政局に裨補あらんことを希ふの微意に出つ

明治三十二年三月

譯者 識

友人坂部君將刊此書來徵余一言。余問曰：吾子多著述，何以先刻此譯書？答曰：僕觀帝國議會近况，有甚可歎者焉。國民未被立憲政治之澤，而既受其弊，是豈可默而不匡正乎？僕私憂之，而言未信于世，故先譯此書，欲使世人知憲政運用之正法耳。余曰：可哉！其語可以爲題言也。乃錄之以還云。

明治三十二年三月帝國議會閉院之日

田口卯吉識

英人自ら英國の政體を誇稱して其能く各種政體の長所を具備し且之を大成せる者といふブラックストーンの如きは其一人なりベムタム之を批評して曰く英國の政體が君制貴族制民制の三元素を兼有するは眞にブラックストーンの言の如し然れども元素を兼有すること其長所と具備することは原と別事に係る焉ど長所を兼有すること同時に短所を兼有すると無きを保たんやと英人由來自信の念篤くして自滿の氣熾なり故を以

て其自國の事を記し又之を評するや往々ブラックスト
ーンの言に類すると無きに非ず予は他國人が英國の
事を評するの却て公平なる者あるを信ず唯他國人は
英國の事に精通せず時として事實に疎濶にして觀察
皮相に止まるの病あり是れ憾むべしと爲す故に其事
情に精通して且隻眼を有する他國人の著書は大に英
國に貴重せられて英人に賞讃せらるゝことありテイ
ンの英國文學史グナイストの英國憲法史の如きは其

適例なり

抑々英國内閣大臣の位置は法令の認むる者に非ずし
て能く政機の中樞たるは全く多年の慣例に出づ其眞
正の事實を觀察して公平の評を立つると亦易事に非
ず比耳義國法律博士デユップリエ英國立憲大臣論を著
す佛國學士會院評して名著と爲し賞を與へて之を讚
す蓋し有數の好書なり友人坂部氏譯して之を世に公
にす予は此書が英國大臣の位置職責を評するや公允

適切浮誇淺薄の病なきを信ず譯者の需に應して聊か
所思を卷首に弁す

明治三十二年三月

島田三郎識

夫れ英國憲政の完美なる世界第一と稱す前世紀の後
半より今世紀に涉り各國競ふて範を英國に採り憲政
を行ふと雖も其能く失敗に終らざるものに至ては殆
んど之あるを見ず蓋し英國の憲政は之を望めば高樓
の雲表に聳ゆるが如く輪奐の美なる實に羨慕に堪は
ざるもの無きにあらずと雖も斯の如きは數百年來苦
心經營の餘に成れるもの其建造最も堅牢にして且精
巧緻密を極めたると思像の外に出つ特に英國の憲政

は終始私を去り公に従ひ専横を制限するを以て主要なる目的を爲し其政黨員の如きも多くは資産ある紳士にして固より政事に衣食するものにあらず此故に諸般の事情大に他國と異なる所あるを見る而して今世紀の後半に至り歐洲大陸の諸國皆英國の憲政は英人の特有に屬す可きものにして他國人の猥に模倣す可きものにあらざるを悟り深く自國の民俗に鑑みて巧に之を取捨折衷するの漸を爲せり

今や政治上の學説と實際とは共に長足の進歩を遂げたるに拘はらず我國に於ける多數の政論家は二十年前に輸入せし前半世紀に屬す可き陳腐の説に依り其頭腦を養成したるか故に英國憲政の外觀に心酔して偏に之に模倣せんを努め歐洲大陸及び南米諸國の失敗史を繰返さんとするか如きものあるは眞に慨歎に堪はざる所なり友人坂部行三郎君の譯述に係るデユップリエ氏原著英國立憲大臣論は能く英國憲政の眞

相を研究して細大洩すなく有益の書たるを認む余は
 此書の出つる必ず世人を裨補するの鮮少ならざる可
 きと喜ひ所感を卷首に叙するこゝに爾り

明治三十二年三月

木場貞長識

立憲制度は時代の精神にして風潮の産兒也泰西文明
 の諸國一として此制度に依らざるはなく人をして憲
 政と文華須臾も離る可からざるかと思はしむ世人立
 憲の美を唱道するもの必らず先づ英國を謂ふ蓋し英
 國は立憲の母國にして世界萬國の模範たり苟も立憲
 制度の真相を窺はんを欲するものあらば英國を學ば
 ざる可からず其立憲の歴史は直ちに血あり涙ある活
 ける教訓の典型なり其立憲政治家の遺績は常に吾人

に一條の光明を與ふるもの也

今や我邦泰西の文物制度を輸して一朝三千年來の舊衣を脱却し茲に立憲の制度を樹立す然れども日猶ほ淺く憲政の根底強固なりと云ふ可からず民人の智徳完しと云ふ可からず而して此憲制を運移する國家の才幹に於て缺くる所なしと云ふ可からず夫れ憲政の發達を畫るは偉大なる立憲的經世家の模型を獲るより急なるはなしピット、フォクス、ボルグ、ピール、パーマ

ーストン、ジスレリー、グラッドストーン皆是れ英國憲政の偉大なる形像たるもの洵に美なる憲政史の血脈にして又活ける靈命に非ずや此の靈命なく此の血脈なく死せる形骸を擁せる我が憲政の前途は果して如何奈何せば我が憲政をして圓滿に發達伸張を企畫し得べきか是れ今日獨り政治學者の問題に非ず經世家の問題に非ず實に國家人民の問題なり況んや又今日の如く國民に定見なく政治家に定見なく舉國滔然と

一四
して顛倒迷妄するものあるをや誰か我憲政の前路憂
ふるに足るものなしと云ふや

友人坂部行三郎氏は余と憂を同うするもの年少の俊
秀篤學力行の人經世に志あるもの也頃日英國立憲大
臣論を譯述して世に公にせんこし來て余に一言を求
めらる余敢て君か徵を辭せざる所以のものは君か志
を同うするの士たるを感ずると同時に又此書の頗る
當世に益し時局を救ふに足るものあるを信するか故

也余は是の如き有益なる著述の君に依て紹介せられ
世運に補足する處鮮からざるを喜び併せて文界に獻
貢する處の極めて大なるを賀せすんばあらず
聊か所感を記して卷首に題す

明治三十一年三月

世民學堂 松本君平識

前略陳者白耳義法學博士ヂュップリエ氏の英國立憲大臣
論御翻譯相成候由右は拙者に於て未だ閱讀致せし事なき
書なれば其良否に就ては何共意見申述難く候得共原書は
既に佛國學士會院の保證あり譯書には島田田口徳富竹越
等諸名家の賛詞あるべしとの事なれば本書が如何に有益
のものなるかは固より論を俟たざるべく候去り乍ら拙者
か本書の翻譯に關して賀意を表せむとするは特り其良書
なるが故にあらす貴君か不幸なる境遇の中に成長して修

二
養を積み克く邦文を綴り克く英佛の語にも通するに至ら
れて斯る有益の書を翻譯せられたるの事情に有之實に欣
喜の至に堪えず候御刊行の上は購讀者は必ず多からむ四
千萬同胞中大日本帝國の立憲大臣たらむとの志望を抱く
者は決して僅少にあらざるべければなり先は祝詞の驗ま
てに一言申述候不宣

一月十日

外山正一

坂部行三郎様

肅復尊翰被下忝く存候今度英國々務大臣論御譯述に相成
候に付拙者にも一言卷端に弁す可き旨敬承致候正直に申
せは拙者は貴兄か教育やら音楽やら其他美術やらに御熱
心相成候事承り及ひ候處今や斯る譯述あらんとは殆んど
思ひ及はさりと處にして實に貴兄のインテレストの多方
面に涉りたる敬服の外無之候拙者は未だ尊譯を拜讀する
の榮を得されども貴兄平生の學問文章を以て類推すれば
定めて有益有効のものたる可しと相信し候元來日本にて

は政黨内閣論の流行と與に大臣杯と申すものも沐猴にして冠する様のもので認められ候得共御承知の通り英國の國務大臣の如きは獨り才辯力量の能く衆に秀てたるのみならず其の社交上の位置も自ら社會に識認せられたる一個の立派なる紳士たらざる可らざるは申す迄もなき事候所謂立派なると申す形容詞中には教養あり品格あり又多少の財産をも相含み大臣の職を罷めても將た大臣となりても其の社會に及ぼす勢力には殆んど差別なき程の固有の力ある人たらざる可らずと存候若し我國今後政界の大氣を清淨ならしめんと欲せば此邊にも考慮を及ぼす必要ありと存候貴意如何先は右迄申縮候勿々不一

二月二十日

民友社樓上に於て

蘇峰生

坂部老臺

硯北

六
肅啓豫て御話有之候ジユプリエーの英國憲法論愈々御公
刊の由英國憲法に關しては著書不尠候へとも多くは英人
自身の觀察に過ぎず陳套頗る厭ふ可し諺に盧山の眞面目
は盧山を出てく後に見るへしと申せは公平なる觀察は却
て外邦の識者に依て成さるへき筈に候へは彼書の譯述は
英人の偏見のみを信仰せる我政論家に取りては裨益少か
らざるへしと被存候老兄年少氣銳其脈管中には佐賀勤王
家の血液を有す思ふに後來爲す處決して今日に止まらざ

るへしと雖も初陣として彼著を取られ候は頗る當を得た
るものご信し候一言御祝し申上度如斯に御座候敬具

三月十三日

竹越與三郎

坂部老兄

侍曹

八
謹啓英國憲政に關する御譯書近々御刊行被遊候趣傳承奉
賀候殊更に申す迄もなく今日政界の腐敗は大臣議員共に
之を祖述し之を憲章すへき他國の事例を知らざるに坐す
るもの多き次第に候へは今回の御譯述は時節柄効益大な
るとと推察仕候彼の浩瀚なる外交歴史は兎に角先年來御
研鑽中の政治地理の御著述は如何相成候や思ふに尊兄穎
脫の才識必ずや歸納的構成を以て科學的に組織的に比較
的に人文地理學を論究せられたるべくその泰西に於てす
ら猶ほ發達の度低き斯學に一新生面を開き日本の文學に

一大産物を寄與せらるゝの日益し遠からざるとと待望致
居候开は扱て措き國家人材を憶ふの秋決して少壯有爲の
奇才を閑却するが如きと之なかるへく候へは幸に御自重
被遊度乍失禮尊兄の明晰なる頭腦と強勁なる精力とは他
日の御榮達を豫期せしむるに足るとと相信し候先は右申
上度早々拜具

三月二十五日

藏原惟郭

坂部賢臺

貴下

故學士會院創立者ヲヂフランバロウ懸賞論文に就き道德

及ひ政治學學士會院(法科)の報告

佛國學士會院は嚮に一千八百九十年に懸賞を以て歐米列國に於ける大臣宰相の職權に關する論文を廣く世上に募るを公告せり此の緊要にして且複雑なる問題は之を憲法學の領域外に屬するものとして可なり夫れ大臣の職務てふ觀念は廣義に解すれば社會の建設組織は備はれる以來已に久しく存するものなり凡る何れの邦國も其建國の舊新に論なく又其政體の立君政なると民主政なるとを分たす國家元首の大權に屬する大部分は權勢ある數個人に委任せられざるはなし而して文明の進歩するに従て政府の事情進化するると同時に大臣の職權益々至重切要なるものとなりて其底止する所を知らず文明の進歩及び大國の勃興は常に其政府の職務に複雑を増し結局政府たるものは中央統治權の責任上其負荷の事項を増さるを得ずされば政府の負荷益々重加するに従て國家の元首は其參議官に委任すへき事項を漸々に擴張せざるを得ざるに至れり勢ひ斯の如くにして已まざるは終に一の時運に到着するを得べきなり時運とは何り即ち天賦自由の精神は世界に擴充して暫くも他の抑壓を甘受する能はず遂に君主獨裁政治を破壊し進んで立憲君主政を設立するに至ること是れなり現に自由主義の政體は未だ全歐洲に普及するに至らずとも已に二三強國は此の主義を以て政治上の改革を完遂したる

ものあり而して他の一二國は之が改革の道途に向て進行しつつあり然るに翻て東歐諸國の情態を觀察すれば天地間寂夜正に深く四隣人定まりて醉夢轉た濃なる時の如くこの改革の鐘聲によりて惰眠を攪破するの曉は尙ほ數時の後に在り近世政治上の一大革新として認めらるる所の此の進化の第一信號旗を揚げたるの名譽は之を英國に歸せざるべからず英國か此の進化を完遂せしは彼のアリストットの言の如く「貴族政治に於ける革命は往々人の知らざる間に行はる」と云ふことを是認したるか如く殆んど企謀もなく計畫もなく知らず識らずの間に行はれ次第階級を追ふて徐ろに序次を履み絶て急激の變革を爲さざりき而して英國立憲新政の局面一變の標識とも謂ふべきものは其内閣の設置に在り然れども其の内閣の設置すら各大臣の聯帶責任の原則を認め完成するに至るまでには殆んど百年の星霜を要し昔日の單獨責任の舊套を脱するまでには五十年以上を經過したり

内閣の組織は其初め極めて簡單なりしが漸次に勢力を有するに従ひ複雑なる機關となり遂に完全の内閣は形成せられたり故に英國内閣の形成は理論より生ぜしにあらざりて寧ろ時運の大勢に因て自然に發生したるものと謂つべし内閣の獨立機關となりし以て還大臣は昔日の如く元首の意思執行者にあらずして元首の政權に參贊する所の聯帶責任を有する參議官となり且行政各部の長官たり而して此の大臣は元來一國の代表者より推戴せられて其職に就くものなれば必ず多數を制する政黨の首領ならざるべからず

故に議院が彼に信用を維くの間は彼は議院の操縦を自由にする所の勢力ある先導者たるを得るなり

英國の大臣在職の間は一人にして四人藝を演せざるべからず即ち一人にして兩面をとし一面は輿衆を歡迎して其譽望を維ぎ他の一面は君主を逢迎して其信任を保たざるべからず英國政府の參議會に名を列せざる者は何人も國王に直奏するの權なし是れ某著者が英國の内閣大臣は彼の「フーパー」の條に「ジャニユースは四面に顔を使ふ」と云ふ形容語を以て評すべきなりと言ひし所以なり

茲に又全然民主主義に反對する所の國風を成して歐洲の一角に蟠踞する所の大帝國あり(譯者曰く露國を斥す)此の帝國に於ける大臣の地位は獨裁君主の擅斷を以て容易に任免黜陟するものにして大臣は全く君主に柔順なる臣隸に異らず君主より主權の一部(其一部は廣狹輕重の差あり)を委任せられて之を執行するに止まり帝王の意思の外他に一も顧慮する所なく又毫も恐懼すべきものなし

以上二國の政體は深く根底より相異ると斯の如し而して新舊世界中自餘の諸國は其中間に介在して殆んど色別表の如く其色様は濃淡厚薄各々多少の異趣を以て政體を設立せり例へば伊太利白耳義の政治は酷た英吉利の立憲政體に近くして其選舉權の制限英國に比して稍々窮屈なるのみ奧斯利匈牙利帝國は複雑なる君民共立の政體を有し普魯西及び獨逸は尙ほ半代議政の實相を呈して獨逸帝國の中堅となり聯鎖となれり此の他

の邦國も亦各々其憲法の明文上より見れば種々の政體に近似酷肖するものあれば凡そ國風も政體も嘗て二國の間に全然同一なるものとはあらざるなり世人は必ず知るならん世界の二大共和國が孰も自由の制度を行ひ孰も全國人民に普通選舉權を與へ孰も外觀上同一の政府の組織を有せるものあるを然らば實際如何なる相違の點によりて此の二大共和國を識別せんか曰く唯一あり北米合衆國の大臣は我佛蘭西の大臣の如く大統領より任命せらるゝと雖も議會に對して責任を負はざるの一事是れのみ以上は確に本問題を懸賞の競争に附するに足る所の有益なる難問なることを信す故に本問題を適實に論述せんと欲せば當に法文の正條を參稽するのみならず其鹵莽を補修し及び之を應用上修正する所の慣例をも反覆攻究せざるべからず殊に各國に於ける成文上又は慣習上政體制度を解釋し且之を實施する所の精神に深く立入りて探究せざるべからず例へば純然たる法律論を以て云へば大臣權力の源始は各國大抵同一なり何れの國の憲法も國家の元首には元首の命令に従ひ元首の信任により元首の名を以て百般の政務を總攬せしむる所の執政大臣を任命するの大權を以てせざるはなかるべし然れども能く實際の真相を觀れば原則は往々事實と背反し殊に自由主義の盎然たる諸國に至つては實際大臣其人を選ふものは議院に在りて元首にあらざるが如し且成文憲法の章々たるもの存する國と雖も内閣の職務を規定する頗る茫漠を免れず蓋簡明なる一定の法文を以て内閣の職務を規定するは殆ど不能の事に屬する故ならんか

例へば如何なる場合に於て代議政體の大臣は議院の評決に従ひ辭職せざるべからざるか又彼の英國政體に於ては其政治主義の原動力となり亦柱礎ともなるべき内閣の複雑なる職務を奈何して規定し得べきか

今や學士會院は概括の言辭を以て問題を掲げ競争應募者をして此問題に依て起る問目に就ては綽々たる餘地を與へて擅束せず學士會院は論難的の著書を望まず唯各國憲法を比較したる上に彼のシセロンか「政治學は識見卓絶に道德高邁を兼ねたる人生の最大義務なり」と評せし所の論編を得んことを敢て翹望したる所以なり

故に應募者が續々競争して提出し來る所の論篇草稿は其巧拙價值にこり異動ありと雖も概ね研究の事項は此希望に背かず何れも該博と眞實とを以て論述したるものにあらざるはなし(中略)

茲に余輩は一の最終の論文に就き一言すべきものあり數多應募の著論中宛然獨鶴の鶏群に立てるが如く最も絶倫と認めたるものあり法科(學士會院數科に分る法科其一なり)は之に對し異口同音に之にヲヂランハロウの報賞を與へんことを具申したり「最良の政體を有する政府は比較的に最惡の政寡し」と題し八號活字を以て印刷したるものなり是れ最も眞正なる價值を有する一大論述なり其編纂の體明瞭にして考證覈實研究亦深遠にして語調は常に雄渾文章は専ら正格を主とせり且著者は政治家の見を以て本問題を説明せずして法律家の見を以て立論せし所更に一段の價值を加へしものなり余輩は信ず是れ必ず百

世に傳て朽ちざるとを何となれば著者は單に理論に偏することなく法律の如何に完成するに至りしや又如何に變遷沿革せしやを説くに一々事實に徴して丁寧に立論したればなり

著論の大綱は冒頭に掲ぐる所の目録によりて明示せられたり曰く第一編に立憲創始の國即ち英國に於ける内閣の政治は如何白耳義及び和蘭に立憲政を施行すると如何又是まで餘まり好結果を見さりし伊太利に輸入して施行せば如何なるべき等を揣摩講究し次に英國の立憲政體が塊斯利匈牙利及び加奈陀の政體に實施せられたる方策を説明す第二編には本源の要素より異りたる三個の政體即ち獨逸普魯西北米合衆國及び瑞西の政體を論じ次に佛國歴世の遷轉變更定まりなき種々の憲法の治下に於ける大臣の職權を論究して内閣政治の原則及び完全なる内閣政治を行ふに主要なる所の法則の總論をなして全編を完結せんとす」と

斯る長編を論述して十分完備せしめんには著者に與へし時間の少きを如何せん然れども著者が要を摘み玄を鈎して簡明に説述せしは實に讀者を感せしむるに足る又前に言ひし列國の各々に就ては別に論述を爲さざれども重要な政體の標本としては之を完璧の論述と認むるを得るなり乃ち余輩は此二冊合して八百頁より少なからざる著書に於て大英國の代議政體の概要獨逸及び普魯西の政體の説明瑞西の政體及び合衆國の制度を條分縷析して毫髮遺憾なきを認む此の四箇の單篇に佛國制度の略論を加へは蓋正

完整にせる一大長篇となるべし

英吉利が先鞭を代議政體に着けて與國の模範となりし名譽は已に天下の公認する所なり著者は善く完全に此の強國に於ける政治上の制度を概括網羅し又其内閣と王室及び議院との關係を明かに論辯したり而して論理井然として詳略宜きに適ひ通編一閑語を着けざるは最も吾人の心を得たるものなり又著者は大臣職權上の諸點を明白ならしめんか爲め演繹して問う細節細目に入ると雖も考證常に正確を失はず強て其批難を穿鑿し酷に缺點を吟味すれば全く些々たる枝葉の事に於て一二の微瑕を認むるあるのみ且著者は英國の政體に痛く批難を試むることを爲さず彼の主として論述する所は理論にあらざりて事實にあり詳言すれば内閣の實際の働きのあり内閣實際の働きの法律上其存在を認めたるものなりと雖も英國憲法の組織に至重の關係を有するものなり

又彼が獨逸帝國及び普魯西王國の政體制度に就き苦心したる研究も亦彼の英國政體論に於て與ふべき賛辭を以てするに躊躇せざるなり此の獨逸及び普魯西政體の或點に於ては英國の制度を調査するよりも困難少なかるべし何となれば右二國は單に成文憲法を臚列するに過ぎざるものあればなり然れども又一方より觀察すれば其勞や亦甚た大なりと言はざるべからざるものあり何となれば第一其政體は新奇にして世人か之を研究すること彼の英國の政體を研究するが如く多からざること第二には帝國と王國との關係は其組織錯綜にして非常に複雑なること是れなり而かも著者の筆路は着々として

其歩武を過らす遂に能く旁徑岐路に迷惑することなくして帝國又は王國の政府に力を致す所の各種の政治機關及若干官吏の職守を解得するに必要なる事項は悉く擧て漏らすとなかりき又著者は善く獨逸帝國が法津上聯邦より委任を受けたる權力の外毫も他の權力を有せざるを以て常に其言動の範圍を擴めんが爲め憲法の漠然たる文字及び曲解せる意義を如何に政署上に使用せしやを説述したり又實際の事實と法文との間に人目を驚かす程の表裏あることを證明せり夫れ學說より論ずれば獨逸皇帝は純然たる聯邦議會の代表者に過ぎず一意聯邦議會の命令にこれ順ひ常に其命令を執行する所の一の攝政官に過ぎず故に國家重大の政務は必ず先づ聯邦議會の意見を聽きたる後にあらざれば皇帝の擅斷を以て施爲することを得ざるものなり然れども何う知らん實際の事實は全く之に反し聯邦議會の權力は微々として振はず唯々諾々として却て皇帝の命令にこれ順ひ其勢力殆ど觀るべきものなきにあらずや

著者は此の二大立君國(英獨)即ち一は純然たる立憲政の盡盛を極め他の一は獨裁政治と自由政治との中間なる混性政治を施く所のものを述へ下りて更に聯邦二共和國の閣臣宰相の職權に論及せり此の二共和國の政體亦相表裏背反するを更に太甚しきものあり一即ち瑞西はヘルウエシーの古府に都を奠めし以降依然其古俗に安んじ舊慣に泥み人口繁殖せず版圖亦甚た擴張せざるものなり他の一即ち亞米利加は建國尙ほ新にして國命未だ幼稚に屬すと雖も能く其母國の國風に倣ひ萬法精理の説に従ひ近世的の憲法

を有し加之優勝劣敗の天則に従ひ文明の勢力によりて野蠻人を制服するに由り其版圖は益々恢弘して極りなく人口は日に月に増殖して殆ど底止する所なし右二共和國は共に最大自由政の恩波に浴し人民獨り國の全權を有し諸般の政務一に民意に出でざるものなり此點に就ては北米合衆國の制度と瑞西の制度との間に彼此相似の痕跡今見るべきものあり然れども彼此相懸隔するの點も亦頗る多し彼の大臣の職權上に小異動存するものゝ如きは蓋世人の明瞭に知らざる所のものなり余輩は著者が最も誇大に論明したる結論を特に一言せんのみ曰く亞米利加共和國は三權分立の主義を極端に適用したるものなりと

此論文は佛蘭西の大臣を論じて終結せり佛蘭西の部は他の國に比すれば至て簡短なり蓋著者は我が佛國の政體政度は他國の政體政度よりも能く世人の知悉する所たるを信するを以て深く其細節目に入りて論究するの蛇足たるを知るに由るならん故に著者は簡短に百年以還佛國に屢々革變せし各種の政體の下に於ける大臣の職權を概論し更に筆を轉して所謂内閣政治の主義を略説せんが爲め外國の事例を引證し然る後ち再び復りて現今我が政體に就て研究一番して遂に法律上よりも寧ろ人物に(彼の説に據れば)著しき缺點あることを論評し尙ほ更に進んで佛國は今後如何なる改革を爲せば以て適當なる憲法を制定し得べきや否やを論究したり余輩は今著者の跡を追ふて其論旨の順序に従ひ之に評説を加ふるの必要あるを認めず且著者の論ずる所は純然たる政治論に

一〇
して而して固より其所論現時政治上の範圍に屬するものなり但著者は徹頭徹尾公明正大の見解と自主自由の精神とを以て論說せしものなることを斷言するに憚らず

英國立憲大臣論目次

第一章 英國憲法に於ける大臣	—
第一 憲法の淵源	—
第二 憲法上の大權	一三
第三 内閣の發端	一八
第四 内閣の組織	六一
第五 内閣の職權及び其内部の組織	七七
第六 内閣と樞密院	九七
第二章 大臣と國王	一〇四
第三章 大臣と議會	一三三
第一 議會の組織及び權限	一三三

第二	政黨	一四七
第三	議會に對する大臣	一五九
第四	法律制定に於ける大臣	一六七
第五	豫算編製に於ける大臣	一八四
第六	大臣の行動に對する議會の監督	二〇四
第四章 大臣と行政		
第一	地方行政	二三八
第二	行政規則制定の權	二五一
第三	行政官吏	二五七
第四	各省大臣の職守	二六九

英國立憲大臣論

白耳義 法學博士 ゴニップリエ 著

日本 坂部行三郎 譯

第一章 英國憲法に於ける大臣

第一 憲法の淵源

英國の憲法は大陸諸國の憲法の如く他の諸法律の上に位し憲法の廢止又は改正を試むるものに對しては特別の條件又は複雑なる形式を以て保障せらるゝ所の基礎法として成立するものにあらず英國人民は自己の自由及び權利を憲法に規定し又は政權の組織權限及び立法者の意志を束縛するか如き政權の關係を憲法に規定するか如きことを爲さず故に憲法と云ふ字義を單に字形の本義に従て之を解すれば

英國には憲法なしと謂て可なり英國王は議院の承認を経て約束を宣布したることは一二に止まらざるなり而して其約束は數百世を経て渝らず官民共に之を敬守して失はざりしことは事實の證明する所なり例へは一千六百九十二年の權利の宣言は爾來英國臣民の自由の保障として常に敬重せられつゝあるにあらずや然れども此宣言の勢力如何に隆盛なるにも拘はらず法律上より見るときは單に他の法律と同一の勢力を有するに過ぎざるか如し故を以て之を廢止せんとするにも更に複雑なる方式を要することなく尋常一樣の方式を以て審議評決するを得可きなり而して英國の議會は無上絶對の主權を有し如何なる最上法律も彼れか上に凌駕して其權力に程限を加ふることを得ざるものとす

故に英國憲法は國王の勅令又は議院の制定したる法律に由て之か束縛を受くるものにあらず故に同國憲法の意義を的解せんと欲せば徒らに其形式に拘泥せず須らく其事體の基礎に着眼するを要すヂセー氏の定義は能く英國憲法の眞意を得たるものなり曰く英國憲法は直接に又は間接に國家の主權の權限又は執行權を規定したる諸規則の總合なりと而して此の諸規則は堂々たる一大法中に網羅制定したるものにあらずして諸種の文書簿冊に散見するのみならず往々尙ほ慣例及び古傳の部類に屬して存在するものあるを見ん斯く英國は憲法の淵源に於ても其區域に於ても亦た其原則に於ても混淆鹵莽を免かれざるの點は吾人人類至重の制度として憲法に向て常に秩序と整頓と明瞭とを切望する所の條理に牴觸すと雖も英國人民の保守心に篤く實際の精神に富むと英國の歴史上に於ける政局の急變とは余輩に向つて其憲法の實際然らざるを得ざる所以を説明せ

り試に言はん英國現時の立憲政體は一朝にして創成せしものにあらず其淵源悠久にして創始の年月を記するに由なきなり彼の攻伐を以て征服したるギョウム王の封建制君主國は八百年以上の星霜を閱て漸次に今日の立憲君主政に變遷せしものなり英國人民は其自由と政權とを得るに就ては間斷なく勞苦し休止なく爭議し漸を以て徐ろに之を收得せしものなれば他の諸國に於けるか如く特筆大書して人民の大勝利を得たる革命激變の事歴を青史に記すること甚た稀なり英國人民は時勢の遷移に任せ風俗の變遷に従て知らず識らずの間立憲政を馴致したるものなり(フリーマン氏曰く吾人の進路は一步一步に固有の權利を鞏固にしたるのみにて新規の權利を創始したるに非ざり)革命の擾亂中と雖も英國議院は進歩主義の政體を創建せしか爲に妄に舊例古格を全廢するをなさざるのみならず朽廢して殆んど支ふへからざる振古の物と雖も其礎石に手を觸るゝ如きは千

思萬考したるの後に非されは敢て容易に之を爲さざりき且つ英國人民は尙も事の目新らしき形容あるものさへ嫌忌するの風あり古來固有の原則に新政の趣向を添加せんか爲に舊例古格を温ねて深く尋釋するに全幅の力を盡せり例へは國王の特權も久しく廢して地に墜ちたりと雖も國王か之を復活せしめんとする如き已むを得ざる場合の外法律上公けに宣布して之を廢することを爲さず人民の權力も次第々々に發達したれども亦た其權力を論争するものありて或は侵害を受くるの恐れある場合にあらされは法律を以て之を宣言裁定することを爲さざるなり

以上述ふる所に由て之を觀れば英國の憲法の淵源は實に種々錯雜なるものたるを知るへし今之を大別して三類とす即ち成文法コンメンタリ慣習法及ひ國約即ち憲法的契約是れなり成文の簿冊に存するものは國王と

議會との約束及び法律是れなり

此の國約は成文法中最も古きものにして他の文書に比し根本法の稱謂を附するの價あらん良し法律其他の規則に於て毫も此の國約に改正を試むることを禁止するものなきにもせよ國約は事實に於て最も久しく尊重せられ最も永く擁護せられて民心に浸染する頗る深しと謂つへし夫れ國約は國王と議院との共同事業なり然れども其締結以來國王も議院も猶ほ頭腦と支體とに於けるか如く一團の集合體となりて政權を行ふにあらず其實國王と議院とは宛も相對する二人の如くにして此の二人の者か互に同意を得て然る後に各自の權利を定むるものゝ如し國王は貴族院及び衆議院と協同一體となりて立法權を行ふにあらずして人民に對し眞の一方の締結者の地位に立ち立法權を行ふものなり人民は國王に對し別個の一人獨立のものとして顯は

る此の國約憲法に三あり其一は一千二百十五年の大憲章其二は一千六百八十八年の權利の布告其三は一千七百一年の建制法是れなり此三者俱に國王の君權の領域を定め議會の權利を保護するを目的とするものなり

條約とは一千七百六年に蘇格蘭との合併條約及び一千八百年の愛蘭との合併條約を謂ふ是れ共に獨立の主權者より出て一方は英蘭の巴理門にして他の一方は蘇格蘭又は愛蘭の巴理門にして二個の主權が一個の主權に混同して一團となることを約結したるものなり

法律とは議會の評決したる法律を國王が普通の方式を以て裁可したるものを云ふ然れども此の法律は憲法及び政治の組織法に關するもの極めて少く且つ其規定の日たる亦た甚だ淺しとす試みに其一二を數ふれば選舉法百年以來新たに増置したる官制及び裁判所構成法等

なり然れども此の種の法律は特に行政法に新たに増加したり英國舊時の行政組織は大抵殆んど普通法コモンローに規定せられしか現時大に改革を加へ今や其完成を告げたり

慣習法は恰も議會の評決したる法律の如く裁判所は之に對して遵守奉行すへきの義務ありて法律上の制裁を附せらるゝ所の眞正の法律なるなり其成立は單に古來の因襲によりて存し且つ變遷したるものにして裁判所の判決に依て其存在を確認せらる而して此の法は英國私法の大淵源にして亦た公法の重要なる根源たるなり今日尙ほ普通法の大半は政權の組織立君政の形體王位繼承の順次君主の特權國王は無責任にして不可侵の原則議會の成立兩議院制貴族院法樞密院法大臣責任法の列記するものなることを認む

英國憲法第三の原素として數へざるへからざるものはヂセー氏の憲

法的契約と稱し又實際的慣行法と呼びしものは是れなり又英語にて之をアンダースタンディングと云ふ佛語には之か適當の譯語なし此の一種特別の法律は元より普通法とは別物なること分明なり何となれば此の種の法律には裁判上の權力なければなり而して此の契約法は各種政權の行動を指動すと雖も決して法律と一般なるものにあらずして唯法律上の制裁なき正當の措置を規定したる規則に外ならず故に裁判所は之を認めて奉行せすと雖も政治上の權力に至りては之に背反する能はざる所なり要するに是れ政治家の政治上徳義の模範となるべき一の典則にして成文法にも慣習法にも明文正條のあるにあらず然れども實際に於て恪守せらるゝことは殆んど大憲章其他に記載する所の原則と輕重あらざるなり今日英國の憲法を論ずるの方より觀察すれば之を英國憲法の至要なる原素とせざるへからず夫れ英國

の憲法を論ずるに唯英國の成文法及び普通法を研究するのみにては其政治上の組織に就き完全の思想を得ること難し且つ數多の點に於て確實ならざるものあり若し英國の大臣宰相の職務地位を論ずるに専ら是等の法規のみを參酌するときは大に實際の事實と反して根本より誤謬に陥ゐることを免かれず何となれば英國に於ける是等の慣行襲用は漸次に發達して新例を作るのみならず舊例を破壊するものあり然れども法律の明文を變更する事を爲さずして法律の精神を變更するに止まる法律上の正條は毫も修正せらるることなく普通法の一箇條も廢止せらるることなくして國王の特權を萎靡せしめ君王をして虚位を擁し政府には無用の長物視せらるることなく冗職を執らしむるに至りし如き又貴族院の財政監督權を減殺して上下兩院の權限の平等に代ふるに上院を凌駕して下院を優等ならしめ又樞密院の權力を悉

く奪ひ去つて一層々々に内閣の基礎を建立し其組織權力を定むる等の事一に皆此の慣行襲用によらざるはなし
慣行襲用の憲法及び法律に於ける原則の不備を補ひ又は修正すること豈に獨り英國政治の占有する所の特色ならむや列國諸邦も實際の真相を窺へは何れも皆然らざるはなし唯其淺深厚薄の程度に差異あるのみ蓋し立憲の政治は此の實際を措て他に根基あることなし彼れ立法者は能く法條に政治上大權の權限を列舉するを得又或る程度迄は政權の組織を規定し其行動の外形方式を制定するを得へし然れども各種政治機關の專有せる權勢の廣狹如何を明記すること能はず權勢の強弱消長は一に各種政權の機關の實力と自然の勢威如何に屬する問題なるなり此の憲法的慣行は則ち各種政權の間互に自家に最上權力を占めんと紛争したる結果なることを證明するに過ぎざるや炳

乎として火を觀るか如し吾人は此の慣行を觀て各機關が占領し得て尙ほ保持する所の獨立の程度及び勢力の消長如何を推知するなり

第二 憲法上の大權

英國憲法は確然不拔の根本法より成るにあらずして慣例又は因襲に依るもの多きを以て其形影徃々摸稜に屬するの點あるを免かれず然り而して時運の變遷に隨伴して善く時世と共に遷移し社會の情態に變通して屈伸消長の自在なること實に驚くに堪へたるものあり其外形上は殆んど變動なくして數世紀を経過し來りたれども此の外形上の不動不變の間に徐々として間斷なく進化したるの迹秩然として伏在せるものあり而して古來未だ曾て有らざる所の新規の政制は殆んど人々不言の間無意の中に發生したる事實に依て形成せり而して其一たひ形成したる政制は益々成長し舊古の機關を無效にし遂に其存

在の目的を有せざる無用の方式形影に變化し了れり一朝或る事變の起りて新例を興し又は官民共に奉行する所の憲法上の契約締結せらるゝあらば此の新例は法律規則に對し一の事實として認識せられ實際には現行法律の精神に背反しなから尙ほ現行法律の文字だけを存して敢て之を廢滅することを爲さず故に英國憲法は法律論と政治上の實際とは實に霄壤の差違ありて政制の外面は完く實際の内相を蔽ふ所の假面なるなり

憲法上の法律論を以てすれば國王は諸政權の由て出づる所の源泉にして國家の首腦たり然れども國王は獨裁權を有し自己か意思する所に任せて國家を統治するの權ありと言ふにはあらず國王は諸政權の掌握者にして或は樞密院に諮詢し或は法律に定めたる機關の承諾を経たる上或る方式に従ひ或る條件を履み以て萬機を裁決すへきもの

なるを言ふなり固より百般の政務を綜理するは國王の宸斷に頼らざるへからず然れども其宸斷とは法律上の宸斷なり國王一人の私意を以て擅制を逞うするを謂ふにあらずして公務上の意思即ち一定の評議官顧問官に諮詢し其參贊を得て然る後に舉措すべきを謂ふなり國王は上下兩議院の協贊を得て法律を制定し樞密院の獻贊責任大臣の贊襄を以て外交及び内治の大政を施行するものなり又國王は法律の事を總攬す否寧ろ裁判は國王の名を以て獨立の裁判官之を行ふものなり是れ國王は司法權に於ける往時の特權を讓りて裁判官に委ねざるへからざるの必要に迫られたればなり

英國憲法の實相前に述べたるか如し故に英國憲法は法律を制定する所の「議院に於ける國王」と法律を施行し及び國民を統御する所の「政府に於ける國王」とを區別す

英國議院即ち^{パルクメント}巴理門は權限均等なる(權限同一にはあらず)兩議院より成立つ一は上院にして世襲議員又は國王の勅選議員を以て組織し國中の貴族を代表し法律の發議權修正權及び表決權を有し又下院が承認したる歳入に就き諾否の權及び下院の起訴に係る大臣を審判する所の高等法院を組織するの特權を有す下院は現今全國の家長より殆んど普通選舉を以て選出せられたる代議士を以て組織し都府三十郡を代表して法律の發議權修正權及び表決權を有し國王の要求せる歳入豫算を審査して政府の費用に必要と認めたる金額を承認するの權を有し又大臣にして法律を犯し又は國民の利益に背反したる者を彈劾するの特權を有す

樞密院の議員は國王の任免する所にして國家の外交内治に於ける緊要なる凡百の政務を諮詢せらるゝときは其可否を獻替する責務を負

ふ大臣は國王の大官重臣にして國王之を任免黜陟し毫も外間の容喙を許さず國王の行動を輔佐し國王の命令を執行し併せて其責任に當るものなり

以上は則ち法律上に顯はるゝ所の英國政制の大體なり見るへし真正の事實を假面の裏に隱伏せると此の如く其れ甚しきを其實際に至りては國王は國家行法の大權を有せず何れの點より見るも國王の權勢は微々たるものにして徒に虚器を擁し尸位に安んずるに過ぎざるなり法律は大臣又は議院の發意に依り起草せられ兩議院之を評決し直に國王の裁を請ふや國王は喜んで之を裁可するあり或は其衷心喜ひすと雖も曲けて裁可するものあり遂に行法の大權は國王より移りて大臣の手裡に落つ是に於て大臣は自己の地位を鞏固ならしめんか爲め議院内に有力なる黨勢の後援を求むることに汲々たり之を以て兩

議院の權勢平衡を失して下院の威權獨り盛に其勢力偏重にして止まる所なきに至り下院は専ら法律豫算を決定し大臣を黜陟し及び行法權を監督すれども上院は之に反して權勢振はす靡かに下院の議決したるものを再審するの職權を存するのみ樞密院亦た昔日の權威勢力を失墜したる代りに嘗て法律上に認められざる所の新規の職制即ち内閣なるもの起りて昔時樞密院の權力を繼承したり

斯の如く法律上と事實上との間に相反抗表裏する情勢を馴致したるは、チユアルト朝より始りたる政權轉遷の結果にして今世紀の初年に至りて其完成を告げたり國王は法律面に於ては總ての特權を有しなから漸々に其最上至高の地位を失ひ却て最上至高の地位は今は端なく下院の獨占する所となれり國王か兩議院と共に法律を制定し樞密院及び宰臣の補弼に依り統治を爲すことは廢して今は下院の意見

獨り立法事業に行はれて下院が自ら進退黜陟を爲す所の大臣をして國政を行はしむるに至り偶々之に反對を試むるものは國王と貴族となれども其反對の勢力甚だ微弱にして能く勝を制すること殆んど稀なり

第三 内閣の發端

英國の内閣は國王の勅令又は議院の議決に由り一朝にして創始したる職制にあらず其發端はステュアルト朝初代の國王が秘密に其寵信する所の參議官を集めて政治を下問せしに始り漸く因襲して此慣習を馴致したりき其後も久しき間組織の形影も無く亦た一定の職務も無く確乎たる成立の迹なく其間多少の攻撃妨害の起りしにも拘はらず此慣習は漸次に生長發達したり夫れ議院は國王の發意に出でたる新規の制度は其何事に論なく自然の反對者なるか故に初めは此の内

閣が未來の勢力の要具たることを悟らす百方之を打破せんことを努力したりしかとも何り圖らん其攻撃の結果は偶々此の内閣制度の鞏固を來たし新に發生したるものゝ如く徐々自然に建制成立するものなることを確めたるのみ是に於て議院は内閣制度を打破して廢絶することの到底望むべからざるを感知し其攻撃の策を一變して議院自ら内閣を以て己の腹心となし自ら其首領たらんことを冀望し戈を倒まににして王權に向ひ久しく國王と衝突して遂に今世紀の初に至りて民軍全く凱歌を奏するを得たり

英國立憲政治の淵源を尋求せんと欲せば内閣の創始せし時代よりも更に遠く溯りて研究するを要す彼の責任内閣の原則は遠く二百年以還將來に向て今日の内閣となるべき所の萌芽たりし頃より普通法に認められ制定せられし所のものなり固より最初は議院の意志に任せ

大臣を進退黜陟せる所の政治上の責任にあらざりしは疑を容れずして所謂彈劾インペッチメントと呼ぶ所の眞正の法律上の訴訟法に依りて起訴せられたる刑事上の責任なりしなり此の彈劾に依りて被告の大臣は其失職の外重き體刑を加へられ或は死刑に處せられたるとさへ往々ありき第十四世紀以來下院は國王の參議官(大臣)を普通刑事の犯罪を審判する爲めのみならず政治上の犯罪及び參議官の參贊により議院及び國民の權利自由を侵害したる所爲を審判する爲め上院の法廷に出廷せしむるの權利を博取したり議院は新に此の特權を得て一時ランカストル朝の暗弱なる國王を制御するを得顯理第四世の代には大臣の選任に就ても國王より諮詢せられしことさへありき此時に方て下院は新選の貴族及び新任の國王參議官(大臣)に大なる信用を置き以て政府の歳入を議決したり是れ大臣宰相が議院に對し政治上の責任を有すと

云ふ主義の濫觸なるなり又英國の著者をして近世内閣の發生したる萌芽(歴史)上確かに此時に在りとは言ふへからざるもはランカストル朝に於て已に胚胎せりと言はしむる所以なり然れども彈劾權はチユドール朝の剛愎なる壓制に對しては之に抵抗するの力微々として殆んど無効の兵器たりき爾來百五十年餘の間は議院は殆んど昔日の慣行を遺忘したるかの如くなりき其舊時の責任宰相の原則を復活するに至りしはスチユアルト朝の初年以後の事に屬す嘗てジャック王の宰相二名下院より普通法の輕罪に訴へられ貴族院に於て之を處刑せしとありしか國王は直ちに特赦權を以て之を赦免したりシャルス第一世王議院が國王の任命したる大臣を彈劾するの權なきことを争ひ議院が其宰相に對し起訴せんとするを見て直ちに解散を命じたり此の如くして國王は議院と互に紛争して孰れに

決することもなくして彼の長期議院が遂にストラフホルの處刑を
宣告することを果たしたりし時まで繼續せり
議會が邁往直進して能く此の効果を奏せし以來斷然革命的の針路に
向て進行し國王に請ふに國王の大臣も政治上の意見は議院の意見に
従はざるへからざることを許容あらんとを以てせり夫の一千六百四
十一年の大諫奏書に曰く衆議院は某々人が國王の宰相に選任せらる
ることには就き反抗するの正當なる理由を有す然れども此の某々人を
彈劾して起訴するの理由を有せず下院は彼の彈劾と云ふ法律上の手
續に由て大臣を告訴することを得ずと雖も國王に迫り國家重要な政
務をは某々人の手に信任せしむ可らざるの道理あることは決して疑
はざるなりと又大諫奏書は尙ほ國王に説くに王室の尊榮を維持する
に必要なる經費及び大陸新教徒に要する費用は國王が一に議院の信

用を得たる所の宰相大使及び公使を任ずるにあらずんば其支出を承
認せずと是れ正しく彼の長期議院の下院が一日に豫算否認權を得ん
ことを主張したる自然の制裁を有せる代議政體の政治なるなり
英國初期の革命は憲法上毫も其痕跡を留むるものなしシャルス第二
世王即位の後も尙ほ長期議院の開會前に於ける政制の状態と形式と
に據て制度を定めたるのみ下院は早く彈劾權を行施せんことを欲し
何か好機もかなと待ち居りしに偶々國王の寵信厚き一大臣に對し告
訴起れり下院は此の告訴事件を審明し及び之を確定せんか爲めに直
ちに取て以て彈劾權實施の好機會とはなせりロルド、ダンベールが巴里
駐劄特命全權公使に訓令して六百萬リールを英國に支出するを以
て英國は局外中立を確守せんことを佛國に向て宣言せしめたり斯く
てロルド、ダンベールは此の事に就き訴を受けしかばダンベールは少しも

屈せずして曰く此の訓令たる余か一己の私見を違うせしにあらす勅命によりて發せし所なりと辯疏しシャルス王の親署したる封書を提供して其言の虚妄ならざるを證明せり是に於てか議院は勅命の虚實を論ずるに遑あらず直に進んで國王の勅命は大臣の責任を蔭庇することを得すと決議せり因てダンペーは密に國王に特赦を請ひ之を以て告訴を沮止し得るものと信せしか議院は更に宣言して曰く國王の特赦は違法なり且つ下院の國務大臣を告訴するの權は國王の勅命を以て妨げらるべきものにあらすと

英國內閣の發生したる當初の組織は責任大臣の原則を厲行せんか爲めにはあらずして責任大臣の實を避けんか爲めスチユアルト朝の數代の王が發明したる一機關なりき憲法は國王の傍らに英國の國政上國王を補佐せしめんか爲め國王自ら選任する所の樞密院を置けり樞

密院は總理大臣大藏大臣掌璽官國務大臣等の至高官吏を以て組織す顧問官の選任は何れも國王の專斷に出づるものなり而して樞密院中に於ける皇族と諸大臣とを區別し皇族は大臣の意見を聴き常に之を嘉納せり諸大臣も亦た樞密院を藐視して自家掌中の玩弄物となすにあらず唯其進行上の方針を指揮するに止まるのみ之に反しスチユアルト朝初代の王朝に在りては國王は樞密院内に復た第二の樞密會を開き國家重要な事件及び秘計密策に就き秘密に其意見を諮詢したりジャック第一世王及びシャルス第一世王は特に内閣員中國王の信任ある宰臣を會合せしめて國家樞要の事務を謀議するを常とし以て可成的樞密院の獻替を俟たず政務を行はんことを勉めたり國王か一旦議院と紛争するに當りては國王は必ず心身を國家に致し蹇々匪躬の忠節を厲ます所の宰臣に信任すへきは必然の勢なれば至高顧問の府

たる樞密院が行法權の會議に變移するは亦た勢の避くへからざる事情なりき且つチユドール朝末葉の王朝以來樞密顧問官の數非常に増し遂に顧問官の官職は往々名譽の稱號として何の信用もなき人又は平凡人にして其意見を誰人も聽くことを願はざる輩にまで濫受せらるゝに至れり又三十人乃至四十人の頭顱を集むる會議となりては人員多きに失して議論概ね枝葉に亘り曠日瀰久の弊を生ずるのみならず秘計密策の往々場外に漏泄することを免れざりき之を以て彼の英國革命以前より業に已に樞密院の外復た別に一種の秘密會の存在を認識せざるものなし世人之を稱して或は内閣カビネットと呼び或は「カバール」又は「ジュント」と名けたり然れども尙ほ内閣てふものか確然當年に建立したるものにはあらず隨て又何宰相か此の類似内閣の閣僚たりしやを指定すること能はざりきシャルス二世王の朝に至り遂に内閣

は稍々其形を成せり王政復古の後國王は前朝先王の前樞密顧問官を悉く復職せしめしか其中に就き主權政制の主義を懷抱するものも若干人ありて其忠良の人なるや否や稍々疑の存する者あれば此輩と自己の政治上の意見を悉く吐露して謀議するに躊躇し其最も寵信する所の大宰相クラレンドンの勸めに依り樞密院中に六名の委員を選ばし之に外國に對する交際上の事件を監督するの特任を與へたり是より後此の委員は外交政務と同しく内治の政務を指揮し何等の事件も先づ此の委員に於て評議決定したる後にあらされは樞密院に提出せられず此の如くにして内閣は常置會議の體に變じ其參會も稍々秩序を履むに至れり時の在朝者は皆此の内閣の組成を知らざるものなりき是れ國王か自己の權力を鞏固にし且つ樞密院の政務監督權を褫奪せんための政略たりしとは其痕跡瞭然として毫も疑を容れざるな

り故に議院は此の内閣に對して大に激昂して彼の有名なるカパール内閣(至一千六百六十八年乃)の擅横にして越權の甚たしきを痛論し遂に國王は止むことを得ずして議院が數回の抗議に徇ひウイリアム、タンブルの發案に係る樞密院組織改正案に同意したり此の改正の樞密院は顧問官三十人を以て組織し各員は會議を開らく毎に必ず召集せらるゝを要し英吉利國王の政務は一に此の樞密院の議決に従はざるべからず而して國王は樞密院の議決に従ふこと及び國家の大事は悉く樞密院に參り知らしむることを約諾したり然れども此の樞密院の改正は遂に其美果を收むるを得ずして僅々幾閱月の後は改正の樞密院亦た全然權力を失ひ國王獨り復た政權を握り自己の寵愛する親臣を以て組織したる内閣の援助を以て一國の政務を綜攬するに至れり彼の一千六百八十八年の名譽ある大革命は實に英國憲法史に新紀元

を開きたり此の革命は實に王朝の更替に止まらず君主獨裁論の終局を告げて立憲政治の確立を印したればなり是より以來世復た立憲論を難するものなし但し國王と議院との間に新に紛争の起りしをなきにあらざりしかども其紛争の問題は全く昔日の觀と異にして各自の權域に變動を生せしなり即ち世襲の王政に繼くに革命より生じたる國約的の王政を以てし國王亦た公共の自由を有し其身分々限を享有することとなりぬ此の新建朝は自ら巴理門の一部を爲して巴理門と謂へる總稱の下にあるものなれば最早議院の權域を爭ふことを思はず又進んで王權擴張の論を爲さず唯自家の特權を擁護して失墜せざらんことに力を用ゆるのみ然るに議院は尙ほ之に満足せずして轉た國王と紛争を惹起したり然れども其紛争たるや確然保證せられたる議院本原の權力の爲めに紛争するにはあらずして尙ほ國王の手裡に

留存する所の最上權を攘奪せんことを試みしなり然れども議院は到底國王の權域を全没するの不可なるを知り漸次に國權を蠶食して院權を擴張することに努めたり然れども斯く主憲的建設法を以て生じたる大革新は法律上の明文に於て嘗て顯章したることなし即ち上院も將た民黨勝利の下院も國王に迫りて新に憲法を選定することを強請することなく唯不文律を以て上下兩院の從來の權利自由を更に確認し更に要求するを以て満足せしなり(ハラム氏曰く法律は外形上變更した時運と共に變遷したるのみ憲法の基礎たる原則は古今同一に) 彼の權利の宣言なして渝らずと雖も其適用と解釋は渾然昔日の觀を改めたりるものも亦たスチュアルト朝の國王が侵犯せる議院の權利を回復して一層安固にしたるに過ぎず此の宣言中に樞密院の事又は内閣の事及び王室に奉仕せる顯官重職の事に就き言及したるものなし彼のランジュ家のギヨウム王の英王の位に即きしは則ち昔日の内閣が今

日の内閣の形體に進化するの過渡とはなりぬ昔日の内閣は此時までは國王の掌中に玩弄せらるゝ所の遊戯器械たるに過ぎざりしか是より以後は反て國王の一身を束縛する所の桎梏とは化しぬ一枝の箭は病夫と雖も之を折るに於て將た何かあらん若し夫れ五枝を束ね六枝を束ねて十枝に至れば資育の力と雖も之を折るは決して容易の業にあらざるへし之と同じく内閣が國王を箝制するの職權を以て益々振刷せしめんとを欲せば先づ退て自ら一致結合するを要す蓋し内閣全員の一致結合は内閣の權力をして強大ならしむるの第一要件なればなり彼のスチュアルト朝の時代に在ては大臣各々其分擔の職事を盡すを以て宰臣たるの能事了れりとなせしものゝ如し故に一意其分任の職掌のみに熱心して他を顧みざるを是れ當時に在ては國王に對し忠實に法律に對し責任を重んずるの所爲なりき而かも大

臣は未だ他同僚の閣臣とは絶て關係を有せず個々特立し各々能く其自家本分の職を全うすれば席を同うして國王の國務に參與せる他の閣臣とは私交上讎敵たるも可なり又政治上の反對者たることを妨げさりしなり

ギヨウム第三世王は其初期の内閣に於ては閣臣の一致結合を努めさりき故にステュアルト朝の舊大臣は各自思ひ々に施設を異にし以て過激民黨と相折衝し甲大臣議院に於て一法案を辯護すれば乙大臣議院に於て之を攻撃したるの奇觀あり終には國王か不認可權を強行せしともありき故に當時の真相は各國務大臣ありて未だ内閣大臣あらすと謂つへし(譯者曰く個々獨立の大臣あれども内閣一致)其後ギヨウム王の王黨閣臣も同僚の煽刺したる議院の反對には抵抗する能はずして漸く退職するの風を爲し(ハラム氏曰く實に一千六百九十一年に於て議院の委員は暗に王黨内閣員某々を指摘して決議をなして曰

く國王陛下の政府の安固の爲めに議院は國王の參議官及び行政官には先王ジャック王及び其他王權主張者に反對し議院と其持説主義を協和するものを選択せられんとを懇願す)遂に一時は同黨派に屬するの人々を組織したる内閣の成立したることさへありき

マコウレイ曰く初めて内閣を成立したるの業は半は偶然に出て半は時の賢良の效に歸せざるを得ず然れども其賢良と言ふも時勢の必然に迫られ揣摩したる良案にして政治上の大活眼大見識を懷抱したる不世出の俊才卓識者にはあらざりき唯其人物は大政治家大英雄にはあらざれども日々政務に鞅掌するの際時勢の必要に應せんか爲め計の此に出でたるに過ぎざりしなり故に彼の内閣を創始したるギヨウム王も亦た其最賢良なる宰相と雖も斯く喧噪なく紛擾なく徐々に此の革命を遂行せんとは自ら豫知するを能はざりしなり何となれば此の革命としては一の特筆大書すへき事件なればなり然れども浸潤

として次第に進行する所の革命や一千六百九十三年の年末に始りて一千六百九十六年の年末に終れり一千六百九十三年の年末頃には政府要路の顯官は大抵二大政黨の下に分離し絶えず相互に結託通謀し又相互に嘲罵叱責し又相互に論難攻撃し又相互に摘發彈劾し以て其職事を執行せり而も尙ほ下院は其歩武整然たらず其好惡常なく針路一定せず漂蕩奔逸舵なきの舟啣なきの馬の如くなりき然るに一千六百九十六年の末に至り局面漸く一變して在朝要路の顯官悉く相率ひて民黨に屬し民黨とは公となく私となく相互に提挈して親密に一致結合し相互に救護して以て他黨の攻撃を防禦するの得策たるを覺れり此の時に當り下院の多數は又民黨首領株の下に立ち其指揮にこれ従ひ整然秩序を逐ふて進むにより政治の操縦舉措は指を使ふか如く一手の心意に従つて上下し指の手に従つて屈伸するか如く政治上の

運動極めて自在にして命令よく一途に出つるを得たり蓋しマコーレイは此の時より英國內閣員は同一主義にして同一黨派を要し異分子を容れずと云ふ一定の原則を執りしとは斷言せざるをり實にギョウム第三世王は自己の政略又は戰略に參同助勢し國王に忠義なる所の自黨の人々を以て内閣を組織するの必要なるを信したり然るに後三年を過ぎて王は自己の都合又は利益の爲めに混成内閣を組織したりしに時人は之を觀て毫も奇怪の念を爲す者なく殆んど之に注意したるものさへなかりきアンヌ女皇の朝に於ける幾多の更迭ありし内閣も或は同黨同主義の王黨或は民黨若くは混成聯立等要するに女皇の好惡若くは朝廷の陰謀に因て其組織に異動ありしのみ此の時に當り内閣は議院の攻撃を防禦するの地位に在りき蓋し議院は内閣の進歩發達を妨げんとする者なり下院は西班牙王位の相續權

分配の條約を喜はずして責任を當時の内閣に負はしめんとし内閣諸大臣に對し訴を提起したり然るに此の條約たる元來ギョウム第三世王か内閣大臣に謀らす談判を開き調印をなしたるものにして即ち王の獨斷を以て決行せしものなれば内閣諸大臣は自ら其條約締結に參畫せさりしとを辯疏せしかは遂に其判決は責任なしと云ふことに決したり下院は此の失敗に激昂し内閣を以て國王か其大臣宰相の施爲上の責任を追れしむへき隱匿所なりと認定したり故に議院は夫の一十七百一年の「アクト、ヲフ、セトルメント」即ち權限の決議廢止を宣布する問題の起るを好機會とし以て痛く内閣を窘窮せしめんとせりハノール家の王位登祚の後此の權限の決議に決定せること下の如し曰く「大英王國の良政に關する凡百の要務は先づ王國の法律及び慣例に従ひ樞密院の審議に附せざるへからず該院に於て決議したる事項に

就ては其審議に加はり及び承認を爲したる樞密顧問官之に調印を爲すへし」と此れと同時に別に又決定を爲して曰く「凡う公務を帶ひ又は王朝より報酬を受くるの地位に在るか若くは國王より恩給を受くる者は下院の議員たるを得ず」と此の二箇條の決議に由て内閣は空しく打破せられて殆んど死滅に屬せり之に反して樞密院獨り昔日の勢威を回復するを得たり是に於てか大臣は議院より排斥せられ少くも下院の議員と爲ることを得ず今は其後援と頼むものは王權の外復たあらざることとなりぬ

其後五年を経アンヌ女皇の治下に至り此の決議の實施せられさりし以前に廢止せらるゝに至りしは英國に取りて至幸と云ふへし何となれば此の時世人は國家の政務を一々樞密院の大數顧問官に諮議せざるへからざることとなりては却て政務の澁滯を來し許多の障害を醸

James II

すへきことを確知するのみならず國務大臣と議院と直接の交渉をな
し屢々相往復するの寧ろ有益なるを覺悟したるに由る但し國王が議
院の上に百官を率ひて不法の權勢を弄せんことを恐れ之を防止せん
か爲め下院議員にして國王より官職を拜命したる者は陸海軍の至高
官等に叙せらる者を除く外一旦議員を辭し空席と爲し然る後直に選
舉人の推選により再選せらるゝことは妨げずとの一項を存せり今尙
ほ此の決議に據て下院議員か入て内閣員となるときは選舉區民に對
し再選せられんことを申告するを例とす
ギヨウム第三世王及ひアンヌ女皇の治下に在ては内閣の權勢頗る強
大となり國家の政務を總攬して大に其行動の區域を擴張したり之に
反して樞密院の權勢日々に衰へ徒に形式的の細務を措辦するに過ぎ
ず唯形式上の外觀のみ堂々として存するに依て屢に無用の長物視せ

らるゝことを免かるゝのみ然れども皇室典範に定めたる王位繼承の
順序を失はしめず以てマチユアルト朝の再興を峻拒したるは全く此
の無用の長物視せらる所の樞密院の力なりき請ふ詳かに之を説かん
アンヌ女皇が王黨の大臣と陰に相謀り皇室典範に定めたる所のハノ
ール家に禪讓すへき王位をは竊かに其弟シャルス、エドワールに繼
承せしめんとし女皇が大患に罹り將に崩せんとする頃には密計熟圖
略ほ其功を奏せんとせしに一朝此の陰謀の他に漏泄せしかば民黨の
貴族アルジュール侯及ひソンマーセット侯の二人は直ちに樞密院に駆け
上りて自黨に屬する他の顧問官を召集して女皇の陰謀を告知せしか
は憐むへし女皇が苦心焦思を積みて漸く成らんとせし所の陰謀は之
か爲めに難なく打破せられたり是に於てか女皇の崩後樞密院はハノ
ール家のジョウチ第一世を立てゝ英國王たらしむることを宣布せ

り
 右の如くアンヌ女皇の政略は偶々以て内閣の一致結合を固ふするの
 初歩となり全内閣員は政治上の主義を同うせざるへからざるの論旨
 を確定したるの効果を生じたりジョウチ第一世の登祚以來彼のアン
 ヌ女皇ハステュアルト黨の陰謀に誘致せし所の王黨は現朝(ハル家)の
 反對黨にして且つ違憲黨なりと嫉視せられ又現朝の國王よりは其王
 に不忠ならんを疑はれて人民よりはステュアルト朝に對する同一
 の怨望を以て待たるゝか故に今は四面皆敵にして奈何とも爲しかた
 く殆んど五十年の間傍觀して政府を民黨貴族の手に委じたりハノー
 ウル家の初代の國王は其朝政上に在りては民黨貴族に昵近し國政上
 に在りては議院を親信して以て政務を聽きたり抑もハノーウル家の
 諸王は元々其出所獨逸人なれば自然其教育も其感情も獨逸風を脱せ

す其英國に來りて皇儲を繼ぎしは已に年長したる後の事なれば英國
 の國風及び政務を暗知せず且つ暗弱にして唯快樂にのみ之れ耽り親
 ら政務を聽くを懶しとせしかは國內細大の政務は自然に最も熱誠
 にして最も勢力ある黨派の團體及び此の黨派の首領より出て大臣と
 爲れる者の手に歸せり即ち時の内閣はワルボールの手に歸し異主義
 の者を一切容れず一致協合して其權力頗る強盛となり専ら後援を上
 下兩院に求むることを努め超然として國王に對し殆んど獨立の地位
 を占有せり
 ジョウチ第一世王は英國の王位に立て唯自家金錢上の收益と自家獨
 逸の利益の爲にする援助を得んことに汲々たるの外更に他思あるな
 く英國に關する一切の事務は漠然として冷淡に觀過し甚しきは親ら
 統監する所の英國臣民の國語にさへ通せざりき其諸大臣中に就きワ

ルポールの如きは獨逸語を解せず亦た佛蘭西語に通せざりしかはジ
ヨウヂ王が彼輩と會話するには不熟の羅旬語を用ひたり故に王は内
閣會議に臨御するの慣習を喜ひず常に某大臣の口より内閣會議の要
領を聽くを以て満足せり國王が内閣に出御せざるの慣習は偶然の事
情によりて一たび其端を啓きしか何ぞ料らん今や此の慣習は憲法上
の原則に變化して大に内閣職權の擴張に與りて效ありしなり何とな
れば國王にして會議に臨まさる以上は各人の言論大に自由を得るは
勿論議事を整理するには統一と秩序とを保たんが爲め内閣議長を要
するに至る此の内閣議長は即ち總理大臣にして所謂首相の職の由て
起りし所なり

ジヨウヂ第一世王の初期の大臣は内部の黨派四分五裂して未だ議院
を統制するの勢力なかりしか一千七百二十一年に國王は殆んど下院
より迫られて其意にあらざれどもソルポールに内閣を組織するの任
を負はしめたり是れ實に初めて立脚の地を議院に置き一致結合せる
鞏固なる内閣を組織せし濫觴にして而して此の内閣を率て漸くジヨ
ウヂ王及び其繼承の王に當るを得たりとなり當時の首相ロベルト
ワルポールは財政に精しく老練なる主憲政論者なり且つ器度恢廓に
して統御の才に長し常に着實を主として二十二年の長日月間善く安
穩に内閣を維持したり又彼は善く其同僚閣臣及び議院を掌中に收攬
したり然れども忌憚なく之を評せば彼の勢力威權は彼の才力及び政
略のみに因て斯く長く保持せられたるにあらずして實は賄賂を以て
他の政治上の主義を左右し金力を以て下院議員の投票を買収すると
殆んど顧客の商品に於るか如くなりしに因れり然りと雖も彼の政治
は大に内閣の最上權を發達せしめ且つ鞏固ならしめたるを以て力

ありしや疑なし而して此のワルポールを首相を戴きたる内閣より初めて英國に於ては秩序整然たる組織體をなせしなれ然れども此の剛毅不屈なるワルポールの獨力に由て完全統一をなせし内閣はワルポールの辭職と共に破壊しワルポールよりも長く命脈を保つと能はざりしは甚た惜むへしと雖もワルポールの取りし政畧は隱然として永く後世に留存して其痕跡を印するものありワルポールは常に重きを上院に置かず顧みて後援を下院に求むるを以て唯一の手段とせり従て下院が意氣揚々として上院の上に凌駕するの勢力を收めしとはワルポール内閣の時より起れりワルポール仆れて其職を辭するに至りしか其辭職は亦た偶々憲法上進化に更に一新したる進歩の好例とはなりぬ蓋しワルポール己れ自ら辭職して國家の大臣たる者は議院の信用なくしては一日も政治を行ふ能はざることを率先して認めたる

ものは此の人なればなり又政治上の過失を理由として彈劾の訴を受けし所の最終の大臣亦た此のワルポールなりワルポール以後は大臣失政あれば自ら責を引て辭職するか故に昔日の彈劾權は全く無用に屬し大臣の辭職は失政を救治するの良方となれり
ジョウチ第二世王は其父王よりも英國の國語及び英國の事に冷淡ならず却て王の特權に就て羨望の念を懷き内治上の政治には親ら干涉の度を擴め外交上には其大臣宰相を促しハノーウル家の利益に適合するの政略を取らしめしこと一にして足らず然れども其傍らには下院の權力日進月歩の勢を以て大臣の任用にまで喙を容れ遂に國王をして下院の信任せざる所の内閣の總辭職を爲さしめたり一千七百四十年に於けるワルポール内閣の總辭職は其一例なり又一千七百四十四年には下院は國王の最も寵信せるグランウイールを辭職せしめ

國王をして大陸諸國に對する外交政器を放棄せしめ及ひ國王の最も嫌惡する所のチャタン伯の如き人物を大臣に任用せしめたり
 前述せる如く新朝ハノーウル朝の初代二王の治下に在ては國王は國務を暗知せず政治を荒廢して顧みさりければ民黨に屬する貴族代りて政權を執るに至り政權の中心點は國王より遷りて下院に歸せり而して諸大臣は尙ほ未だ下院の代表者と云ふには至らされとも常に國王を制し及ひ反對黨の貴族聯合黨に對し勝を制せんか爲め下院を控御せんことを努むる所の若干大家名士聯合黨の首領を以て自ら任じたりき夫れ立憲政體なるものは一躍して完全無缺の域に達し得べきものにあらずして明日立憲政の行はるべきことを今日より殆んど豫知し難きものなり唯英國の上層に位して勢力の盛なる貴族縉紳輩か立憲の治體に向ふの道途を開くことを得たるのみなり夫れ王室の實

權を奪ふて唯り其尊榮を保ち大數の議員を有し下院の小黨分裂を糾合して二大政黨を纏める事其大政黨の黨議を一致せしめ黨内の紀律を振蕭し黨論を確定して政黨を政府の根據となすに適せしむる事又一朝下院の多數を制したる意見と政府の意見と衝突せる時は信任投票を以て内閣大臣進退の所決を促し以て議院と政府と和衷協同の美風を回復する事等以上數者を實際に行はれしむるには許多の深微なる條件を要し或場合に於ては事情の左支右吾を生し種々の障害に遭遇する者なれば一蹴して以て眞正に國民輿衆を代表する所の眞正の國會たるべき議院を開設するは殆んど人爲の豫め其功を期し難き所なりとす
 ショウチ第二世王朝の末頃に當て内閣の權勢一時隆盛を極めしか其勢力の加はりしは全く一時の事情に由て然らしめたるものなれば其

事情の経過と共に内閣の勢威漸く將に衰萎せんとするの徴候ありしは眼識ある者の之を認むるに於て難しとせざる所なり請ふ少しく之を言はんか彼の民黨貴族か自黨の勢力を一致結合し其反對黨なる王黨かジャコビット派との聯合により腐敗したる衰勢に乗じて其權勢を伸暢したりしかとも元と是れ抱懷せる所の確乎たる政治主義とてはなく一に彼首領等の私家一身の利益に誘導せられたるものなれば漸く私情夤縁の小黨派に分離したり故にワルポール内閣の顛墜以來之に續きし内閣は何れの内閣も眞に一致結合したる鞏固の内閣とてはなかりき當時ワルポールが健腕を揮ふて政務上に於ける官紀をして大に振肅せしめしは實に嚴霜烈日も管ならさりしと謂つべきなり然るに此以後に於ける内閣大臣は同じく民黨に屬すれども小黨分裂して互に掖擠攻撃すること其反對黨なる王黨に對すると一般なりき故

に自黨内の紛争軋轢の迹は往々延て議場にまで演出し來り甲大臣か下院に一法案を提出すれば乙大臣は其議場に於て之を攻撃せしことさへありき彼のピットは艦隊の軍備法案に就き其同僚を彈劾せんとまて颺言して脅迫せしことあるにあらずや民黨の内情已に此の如くなるを以て王黨は此の機に乗じて低下せし頭首を擡げジャコビット派と分離して更に立憲的政黨を組織せしかは舊王位の繼承者たる皇族等も之を賛成するに至れり而して一方には現朝の國王も亦た國事を視ること昔日の如く冷淡ならず又王位は英吉利の土地に生れ英吉利の領域に養育せられたる皇子に傳へらるゝに至り昔日の衰頹に傾きし王權も亦た漸く回復せんとする勢となれり
ジョウチ第三世王が英國王の位に即きし時は恰も昔日の王權を循興せんとする準備の時代なりきジョウチ第三世王は其人と爲り功名を

慕ひ實利を好み慨然として大に王家の特權を伸張せんとするの志あり之を以て勞苦を厭はず霄肝治を圖り絶て他の佚樂を好み深宮の遊に耽るか如きことなし蓋し當時の教育之をして然らしめしなり英國人民は歴代暗劣の君主を仰きたる後の事なれば倏ち王の令徳を聞きて自ら尊敬仰慕の念を起さざるはなし王は堅忍不拔の氣象に富むと雖も惜むへし膽略なく遠識なく材器平凡にして政治の大體に通せず徒に小事に拘泥して執拗にも自己の偏隘なる所見を墨守して頑然移るを解せざるの風あるのみならず又殊に陰謀術數を企つるに長じ己か欲する所の目的を達せん爲めに用ゆる手段方法は理非曲直を別たす大膽にも之を施して殆んど底止する所なきものゝ如し

ジョウデ第三世王は當初主義一致の内閣を打破し議院内兩黨の競争を歇止せんことを努めたり而して一方には民黨の分裂を奨誘し他の

一方には王黨を援け又新に第三黨の中立黨を起し如何なる場合にも國王の特權及び國王の私意を保護せしめ王は常に之と牒合して以て大臣に當り必要な場合には内閣を顛覆するの後援となせり(バルク氏曰く或日議院内に一種不思議なる新奇の反對黨は出顯せり官吏及び受恩給者の反對是れなり)王は未だ自黨を以て悉く内閣大臣を組織することを得さりしも民黨の内閣には王黨を参加せしめて内閣の施爲を掣肘するに於て至らざる所なり若し大臣中國王の選任に出てさる大臣あらば王は百方秘策密計を運らし之を陥れ退けて以て自己の政治主義を奉ずる寵眷の人物をして之に代らしむることを努めたり

ワルポール以來軟弱なる内閣は僅々數年間に或は王の陰謀に陥り或は議院の攻撃に由り六回の交迭をなし遂に一千七百七十年國王ジョウデ第三世は一時渾身を抛て國王に忠實なる人を以て内閣を組織し

ロルド、ノウスを其首相となすことを得たり時人之を觀て國王は往昔の權力を回復したりと信せざる者なかりきノウス内閣は實に十二年間國王の命に惟れ従ひ以て其政治を爲し實際内外の政務は國王親ら處決し百般行政の細務にまで立入り國王親ら大臣か議院に於て論辯すへき方針をも授け又親ら行政百官裁判官及び僧官まで選擇任用をなせり下院は當時の内閣に向て屢々不信任の意を表示して止まされども内閣は常に國王に擁護せられて蹈み止まりしか彼の亞米利加殖民地に於ける無謀なる政略に對する物議囂々として數年間止まざりしかは剛復なるノウス内閣も之には堪へ難くやありけん遂に空しく墜したり當時ジョウヂ第三世は往時スチユアルト朝諸王の如く親ら直接に下院に出てゝ操縦をなしたりと云ふ下院は一千七百八十年に宣言して曰く「國王の權勢は爾來着々として増進し且つ現に益々増進

しつゝあるなり今に及んで之を減縮せしめされは其勢の極まる所實に測るへからざらん」と亦た以て當時の王權か如何に強盛なりしやを推知すへきなり又一千七百八十二年二月下院は決議をなして曰く「米國との戰爭を休止すへからすと國王に建言する者は國王の亂臣にして國家の賊子なり」と此の決議に對しノウスは尙ほ儼然動かす下院の忠告に従ふへしと答辯せり然れどもノウスは後數日を経て再び議院か内閣大臣の反省を求むるの動議の湧出するの勢を見て最早是迄なりと覺悟し遂に辭表を呈出したりき之を下院の議決に依て内閣全體の進退を決したるの濫腸とす英國歴史家は之を史上に特筆大書し議院に對し國務大臣の政治上の聯帶責任の原則確立を表したる好例となし嘖々として稱揚せり

ノウス内閣仆れて之に繼續せし數内閣は猥瑣たる私黨を以て組織し

五十四
たるものなれば其脆弱なるは當然にして常に國王の術策謀計に陥りて幾月の間に覆され彼のウイリアム・ピットが政權を握るの日に至るまで此の如きの有様にて打過きたりしか一旦ピットが内閣に入るに及び先づ議院の攻撃に對し専心一意王權を擁護するに盡力したりピットは夙に其反對黨なるフホックスが下院内に三分の二以上の多數を操縦して衆力聯合して攻撃を爲すことを知りながら温和民黨と王黨キングス・フレンドとを以て内閣を組織するの勅命を奉受したり然るに一千七百八十四年一月十四日下院が一の動議を起して現内閣大臣を維持するは憲法に反し且つ國民の利益に有害なりと議決したるは取りも直さず信任缺乏の投票なれどもピットは之れに對し毅然毫も動かす固く執りて内閣を維持したり之を觀て下院は數日を経て又も現内閣大臣の在職は下院の信任に凭倚して施爲する所の政治の組織に妨害あり

りとの動議を決議したりピットは之に應ずるに國王は其參議官大臣宰相を選任するの自由權を有し固より外間の容喙を聽さすとの一言を以て抹殺したりピットは此の時既にフホックスが煽動挑發せる過激の政治論は早晚反對黨の中にも其謬妄なるを覺るの日あるへきを前知せり時の下院は又國王に上奏して曰く下院の認めて以て必要とする所の政府の組織に妨害する者を除かんことを懇請し且つ之に對する勅答を得ざるまでは政府の豫算を議決せすと後又數日を経て更に緊急なる上奏案を議決して政府に迫りしか此の上奏案は厯々の多數を以て通過したりピットの爛眼は早くも議院を解散するの時機到來したるを看破し敢て解散を斷行せしかは其心算は毫も違ふことなく再選の下院議員はピットを賛成する者多數を占めたり
ウイリアム・ピットは其初め王權を擴張し議院を壓抑するの政略を取り

しにも拘はらず憲法及び内閣の權力を發達するに力を致したるの功は何人もピットに比肩する者なかるへし實に内閣の内部の組織及び官紀をして儼然確乎たらしめたるの名譽は束ねて彼の一身に歸せざるを得ず殊に内閣をして國家の政器及び行政を統轄するの權力を有すること今日の如く盛ならしめたる者亦た彼の著しき功績たらずんはあらず要するにピットは先輩ワルポール及び其父チャタム伯が既に端緒を啓き準備をなしたる政治上の進化を成就したるの大功を收めたりと謂つへしピットは政府部内に對しては彼の英人が套語に稱謂せる各省獨立政府の舊習を一洗して各省大臣が國王と直接に政務を謀り同僚と計謀せずして遂に國王の權域に服し唯命惟れ從ふの弊風を杜絶し之に代るに内閣的政府を以てし以て各省大臣の施設を監督し内閣の統一を期するの任を内閣集合體に屬せしめ閣臣の一人即ち總

理大臣を立て此の統一の任に當らしめたり彼のワルポールは自ら同僚大臣の上に坐し之を駕御するの權勢を振ひ内閣内部の官紀を維持したりしもワルポールの後の内閣は各派私黨を以て一時聯結したるものにして固より民黨中にも更に小黨の分裂するあり又國王の陰謀に陥りて容易に更迭し嘗て鞏固一致の内閣としてはなく各省大臣は各々其專任の省務を施行して其同僚の思念奈何を顧ることなかりきチャタム伯亦た獨歩して威權頗る同僚に超へ一時自己の剛毅なる志望を以て統御するの勢ありきウィリアム・ピットは國王の陰謀及び國王の不時の干渉を避けんか爲め自ら内閣を指揮控御したりピットは同僚又は其奉事する君王より常に自己の謀計せる政策を妨げらるゝを見るに忍ひず故に同僚は己れ自ら之を統督し國王には形式的種々雜多の事務を興へて外觀上間斷なく國務に鞅掌

せしめて以て巧に其實權を奪ひ國王をして内閣の政務に與ることを得さらしめ英國政治社會の常套として常に百方より攻撃を受くるともピットは善く之を避け且つ其堅忍不拔の氣象と彼が十七年間に鍛練せし雄才大略に因て好結果を得總理大臣の職務をして嘗て無き所の光彩を放たしめ以て大に國王の權威勢力を減殺せしめたりピット自ら衝に當り内閣を率ひて政府の首席に立ち國王を退却せしめて常に凡百の後圖を爲すの地位に止まらしめ又緊要ならざるの慣例を馴致し以て國民をして國家の大利鴻益に關する政務の原動者及び保護者は内閣の中心に向つて要むるの風を漸成せしめたりピットが一千八百一年に辭職せし時にも尙ほ國王の勅選に出てたる王室内閣なるもの生存して未だ氣息を絶たざるものありしに相違なし實に此の時ジョウチ第三世王はカトリック敎の解放問題に就き内閣の議を承認すること

を拒みたるなり然れども内閣は其獨立權を主張し曲けて自ら國王の意志に従はんよりも寧ろ政權を放棄するに如かずと固執して遂に辭職をなしたり

然れども英國の完全なる立憲政治の本領を建制するに至るまでは其間尙ほ一段踰越せざるへからざる階級の存するあり即ち内閣の進退運命は此の時尙ほ議院の手にあらずして寧ろ國王の掌中にあると云はざるを得ず下院の後援なくしては一日も政治を爲す能はざるの適證は内閣總辭職又は議院の解散ありしことに章々として明白となりぬ然れども英の國王は現世紀の始め頃までは大臣の選任に著しき勢力を有し各政黨間に必要なりと主張する改革を妨礙して意の如くならしめさりき下院の權力を確立し國王をして今日の如く純然たる調停者の本分に安んせしむるに至る迄には選舉權を擴張し及び陳腐な

る政論を保守する所の論者を選出する頑固黨を撲滅し然る後始めて下院をして眞に當る者なき實力を有する民衆の代議院たらしむるの性質を具備するを得しなり代議政體主義の英國に全勝を得て王權の零落を告げたるは彼の一千八百三十二年の選舉法の改正に在り時の國王は此の法律の出てし後二年を過ぎ王の特權を使用せんことを試みしも果たすを能はさりき王はメルボルン子爵の内閣を退け議院の解散を命じたりしも新選の議院は直に王黨内閣に迫り辭職を促せしかはギョウム第四世王も已むを得ず自ら期月間に辭職せしめし所の内閣大臣を再任せざるを得ざるに至り内閣の運命茲に始めて完く國王の手裡に制せらるゝの舊例一變して今や下院自ら大臣を選出して國王に申請すれば國王は自家の好惡に拘はらず其申請を許容せざるへからさることゝはなりぬ

第四 内閣の組織

讀者は先づ「ミニステール」(政務官) (譯者曰く原語ミニステールと云ふ語は諸大臣を酌んで政務官と譯す)と云ふ語と「カビネール」(内閣)と云ふ語との間には佛蘭西語にては同意義なれとも英吉利人は之を別義に解するを以て此の二語の意義に區別あるものと知るへし英人は「ミニステール」の語下に國の諸般行政事務を分掌せる行政各官廳の長官を總稱す唯英吉利に於ては各官各省の分掌配置歐洲大陸諸邦に於るか如く秩序整然たらず英吉利の各大臣の官位職權は同等ならず或大臣は内閣及び總理大臣の監督の下に立ちて其省務を視他の大臣は第二等に位し一の大省より分れたる一部局署の如き小省の長官たるに過ぎずして法律に従ひ同僚友の一人を仰て其指揮を受けざるへからずこれ法律を以て定めたる官等次序なれとも固と此の二等省の存する所以は一に歴史上の

沿襲に外ならざるなり然れども是れ唯單に法律上に於て一等省二等省の別をなすのみにて實際行政官廳の輕重及び其長官の權威地位に於ては毫も別あるをなし二等省の長官には内閣員より出て之に任する者あり或は時の多數に擁せられ最も名聲ある政治家之に當ることありて嘗て二等省なるか故一等省に隸するか如き風とてはなく亦た法律も二等省を以て隸屬の位地に置かざるなり此の他今は名のみ存して其實の存せざる省の長官たる者ありこれ徒に一個の尊稱たるに過ぎず其實際の職務は我が專任大臣(大臣に有せざるもの職)の職務と殆んど同じ是に由て之を觀れば英國の「ミニステール」とは實務又は名譽職を有する諸大臣を總稱したるものなり又此の「ミニステール」なる語の下に更に廣義を以て諸大臣のみならず總て行政各官廳の指揮を爲す所の議院の議士を包含して指すことあり英の學者之を概稱して

政務官と云ふ即ち内閣の運命と共に其進退を同うし樞要の政務を執る所の顯官要職を指斥す

現今專任の省を有せざる大臣五人あり左の如し

- 一 大藏大臣(フホルスト、ロルド、ヲフ、ドリジュリー) 此稱は大抵總理大臣の資格に加ふるを恒例とす
- 二 樞密院議長(ロルド、プレシデント、ヲフ、ジープリウイ、コンシール) 樞密院議長の職務としては單に形式的の職務を有するに過ぎず但し樞密院議長は文部省を監督するの權あり然れども文部固有の事務は其次官をして之を執行せしむ
- 三 愛蘭總督 愛蘭首府ダブリンに在りて大英國女皇を代表し恰も副王の類なり然れども其職務は裝飾的職務にして實際愛蘭の政務を執行する者は其次官なり

- 四 掌璽官(ロルド、プリツイ、シール)
- 五 ランカストル侯

現時の一等大臣は十一人即ち左の如し

- 一 ロルド、ハイ、チャンセロール國璽官(前の掌璽官は王璽を掌る此の官は國璽を掌る)其職稍々司法大臣に近し
- 二 フホルスト、ロルド、ヲフ、ジー、アドミラルチイ海軍大臣
- 三 セクレタリー、ヲフ、ステート、フホール、ホーム、デパルトメント内務大臣
- 四 セクレタリー、ヲフ、ステート、フホール、フホール、レン、デパルトメント外務大臣
- 五 セクレタリー、ヲフ、ステート、フホール、コロニアール、デパルト殖民大臣

- 六 セクレタリー、ヲフ、ステート、フホール、ウヲール陸軍大臣
- 七 セクレタリー、ヲフ、ステート、フホール、インヂア印度大臣
- 八 チャンセロール、ヲフ、ジー、エキステカール財務大臣
- 九 プレヂデント、ヲフ、ホールド、ヲフ、トレード商務大臣
- 十 プレヂデント、ヲフ、ローカル、ガワルメントホールド地方行政大臣

十一 農務大臣この官は一千八百八十九年に創置せしものなり
二等省の長官たる大臣は左の如し

- 一 ワイス、プレヂデント、ヲフ、ジー、コンミッチー、ヲフ、コンシル、フホール、エヂュケーション樞密院議長の監督の下に立ち文部の事務を執るもの
- 二 ポストマスター、ゼネラル、遞信大臣、遞信省は財務省の分省な

れとも實際は殆んど獨立の官廳なり

三 セクレタリー、フホール、アイルランド愛蘭次官

四 セクレタリー、フホール、スコットランド蘇格蘭次官此の官は法

律上内務大臣に屬す

五 チーフ、コンミッシヨナー、フホール、バブリック、ウオーク、エンド、バブ

リック、ポイルデング公家の建造物及び國有財産管理長此の官は財務省の一分局に過ぎざるものなり

右の外議院中より出仕して内閣と進退を與にすへき僚屬政務官中尙ほ議院の書記官長大藏省(總理大臣)書記官海軍次官地方行政次官商務次官大藏省(總理大臣)の「ジョニオール、ロルド」海軍省の「ジョニオール、ロルド」二名國王の裁判官等をも亦た列擧すへきなり

此の政務官中更に精選して十數人の常設小團體を組織し以て百官の

行爲を監督し以て一國行政の方針を一にし以て各省諸官衙の間に王國の良政を施くに要する針路の統一を保たむ是れ則ち内閣なり而して内閣員は同一政黨に屬し而かも議院の議士より出てたる十數人を以て組織し其懷抱せる政治上の主義を追ふて之を實施するを以て相集り以て國王及び議院の監督の下に於て國政を料理するものなり英吉利内閣員たるへき大臣の數は法律にも慣例にも明かに限りたるものにあらず前世紀間は其數十に満たざりしこと屢々ありしか今世紀に至りて十人乃至十二人を恒例とす然るに三十年以來は更に増して十四人乃至十六人を以て組織すること殆んど恒例となれり(一千八百七十四年のデズレリ内閣は十二人なりしか現内閣は十七人なり)大藏大臣樞密院議長海軍大臣財務大臣及び外務内務陸軍殖民司法及び印度大臣の十大臣は何れの内閣にも必ず一定の規則の如く内閣員

に列すれども其他の大臣長官は或は其人物材器に由り或は政治上の位置に因り或は其財務の要否によりて内閣員に列せらるゝものあり否らざるものあり尤も何れの内閣も商務大臣地方行政長官及び遞信大臣には内閣大臣の一席を興ふるを以て慣習とするものゝ如し掌櫃官及びランカストル侯を内閣に加ふるの例は往事の如くならず今は稀に見る所となれり又時宜に由りて一時必要の事情に迫られ某省の事務に政治上の一大必要を生じ勢ひ某省の長官を内閣員に入れ内閣會議に參列せしむるに至るとあり彼の英吉利政府が鋭意に教育制度の改革を行はんとを計畫せし時一時文部次官を内閣大臣と爲せし場合の如き是れなり又近く數年以來愛蘭大守の地位は頗る重要な地位となれり是に於て乎内閣中特に聲望最も隆なる人を以て其任に當らしむるに至りしも亦た畢竟此の理由に外ならず

世人は今世紀の前半紀に方て英國內閣中何等の官職をも帶ひず亦た名譽職をも有せざる一二大臣の椅子ありしことを注意せしならん今や此の例は久しく用ひられず長く衰廢に歸したるものゝ如し近時は總理大臣にして一省務を授くることなく唯某々議員の明瞭なる意見を聽きて政府の參考に資せんと欲するときは之を王の掌櫃官又はランカストル侯に任ずるを例とす各省次官大藏及び海軍次官の如き大臣の下僚に屬する政務官に嘗て内閣員に列するの資格を授けたるの例なきことは殆んど言ふを俟たずして明かなり

渾て英國の大臣は上下兩院中の議員たらさるへからず是れ英國大臣たるに至重の要件にして蓋し亦た議院政治に於て各政權の間に親密なる一致及び頻繁なる交渉をなすに必然要する所の結果なるなり(註)

一の例外ありしかは他の選挙區に於て下院議員の空席を生ぜし迄六箇月以上議員の資格を有せざりしか氏は倨然として其擔任の省務を裁せり

英國議院の規則及び慣例に依れば何人も躬ら議院の議士にあらざる者は其院に於て議事に加はることを得ず兩院中の一に自由に入るを得るは一に其院の議士たる資格あるに由る故に各省長官は兩院中躬ら屬せざる所の一方の議院に對しては書記官となるか又は或る委員となり以て自己擔任の省務に關する事務を其院内に於て處辨することを例とせり

英國の大臣は行政官より出てゝ任用せらるゝ者なし亦た未だ嘗て専門家を以て任用せられたる者なし陸軍大臣に陸軍將校より出づる者なく海軍大臣に海軍將校より擢てらる者なし印度大臣又は殖民大臣に於けるも亦た然り前印度大守又は殖民奉行より之に當るの例あら

す唯た稀に交際官より外務の任に當るの例外なきにあらず其他財務に財政家の當るものなく商務に商業家又は技術家の登用せられしことなし獨り總理大臣たるべきものは法律家にして常に最も聲譽高き辯護士ならざるへからず要するに英國大臣たらんと欲する者は議院を以て唯一の徑路とせざるへからず故に英國未來の大臣たるものは先づ國會議員に選ばれて議院に入り其討議に於て飽迄自己の才力徳量及び辯能を顯はし以て自黨及び領袖の注意を惹かざるへからず領袖は時機を計らひ自黨有望の人士を鑑識して先づ第二等の職務例へは次官の職務を之に授く此の選抜を受けたる人士にして果して衆望の期する所に副ふの伎倆を顯はす時は轉じて二等省の長官に補せらる斯くして英國政治家の權勢ある大臣となる迄には數段の階級を歴て漸次に至要樞機の省務に當る所の大臣に昇進するを得るなり

法律上より之を論ずれば大臣を任命し其職權を授くるは國王の特權なり然れども其實際は黨内の事情複雑なる推選に出て其推選に參與する者黨中多少の勢力家ならざるへからず就中下院は此の件に關し最も其勢力を有するものなり故に國王は大臣を選抜するの權を有すれども其選抜を爲すに無限の自由を有するものにあらずして下院多數の指命したる人物にあらざれば内閣に入るゝことを得ず此の多數なるものは誰人も敵當し難き勢力ありて常に一人の首領の下に擬定するものなるや否や是れ一に時の事情に因て定まるものにして國王は單に此の首領に内閣組織の内命を下すに止まるを例とす然れども或時は才力勳功共に軒輊し難き二個の人物同時に一黨内の首位を占むる者ありて互に其先後優劣を争ふことなしとせず例へばパルメル・ストーンとラッセルとの競争せし場合の如き是れなり此の場合に在り

ては國王親ら二者中の一人を選はざるへからず又或時は政黨間互に軋轢分裂して誠心内閣を組織するの意なく中立黨其の間に起りて何れの黨派も多數を制すること能はざる場合には聯立内閣を組織するの外なきの場合あり此の時に際し内閣組織の命を誰人に下すへきかは自ら國王の方寸中に在て存す故に國王は聯立同盟の各黨派中に就き將來最も好望ある黨派にして最も國民の企望と利益とに適合すべしと認めたる黨中の政治家に就き能く紛擾を鎮定するに最も適當なる人物を鑑識して之を拔擢せざるへからず然れども國王の職分は方式上此の人物を指命するに止まり新内閣の首相は兎角に下院の指命する所とならざるへからず下院の動作は此の場合に於て決して他を指命することを爲さざるは人皆信して疑はざる所なり夫の一千八百八十六年の選舉後保守黨首領サリスベリ侯は下院に自黨の多數を

獲さりしに拘はらず自ら首相となるべきものとして國王の命を待ちたり

去れば實際に於て順序概ね左の如し國王は下院の多數を得たる首領又は各政黨間紛擾して折合はざる時は最も善く多數を制し得る人を指して内閣組織を内命す茲に於て命を受けたる者は即ち有數の政治家間に奔走周施し自黨の中最も適任の人及び最も錚々たる人の賛成協力して共に内閣に立たんとを説き勸め漸く内閣員人名表を完成して國王に申呈す國王は直ちに之を承認することあり又は之に異議を容るゝことあり又或時は國王は人名表の中より某々人を除去すべきを命す其除去の理由は政治上の論議に因るよりも寧ろ私事の關係に因ること多し又内閣首相も其同僚を組織するに就き絶對的無限の自由を有せず故に往々國王と大衝突を來すことあり從來の因襲に據れ

は大臣の座席は上下兩院の議員に殆んど平分し大抵下院議士より入る者の數を一二多くするのみ又蘇格蘭選出議員と愛蘭選出議員には二三席を興へざるへからず一黨派中の各種小團體は其各團體の力の強弱に従て政府に代表せられざるへからされはなり其他政黨中の功勞ある者聲望高き者不世出の才能ある者の如き數名は無論自ら内閣員たることを任ずるの見識を有するのみならず必ず此等有望の人に内閣員たるの一職を興へざるへからず其他國會議員の大數は其人物の適任ならざると其他種々の理由により内閣員に採用せらるゝこと能はず之を要するに内閣を組織する所の總理大臣は前に言へる如く已むを得ず内閣同僚に入るを要する者と必ず入閣せしめざる能はざる者を除けば獨斷專決して採擇するの餘地綽々たらざるなり總理大臣の自由は内閣員選定よりも寧ろ政務の分掌配職に在り然り政

務の分掌配職は首相一人の意に任すと云ふと雖も尙ほ且つ人々の長短好惡を鑑むべきは勿論前例舊慣をも尊敬せざるべからず例へは總理大臣は法律家を要し財務大臣は下院議員より出づるを要し樞密院議長は上院議員より採らざるべからざるか如きは是れなり
 内閣は畢竟下院多數の代表者なり其下院の多數は一致黨の勢力盛なるに由り又は他政黨と聯合に由り一時勝を制して成立つものなり然れども英國議院政の歴史を通覽すれば少數の政黨より出て内閣を組織し多數政黨は唯一時傍觀して他黨の爲す所を容恕したる實例亦た少しとせず其然る所以は黨勢の最も盛なる大政黨の内部大に破裂して自黨を以て内閣を組織するも其維持の見込なく去りて或部分か分離して聯合するともなき場合には大黨の領袖先輩は反對黨に譲りて國政を料理することを一任し敢て難問を提起せざるべきを豫約せ

り即ち一千八百五十二年一千八百五十七年及び一千八百六十六年に於けるデルベイ侯の内閣一千八百六十八年に於けるヂスレリー氏の内閣一千八百八十五年に於けるサリスベリー侯の内閣は小數黨の内閣なりしなり斯る内閣は其運命極めて微弱にして宛も風前の燈火の如く其持續の見込も僅に多數大政黨内の小派分裂の調停せざる期間に限り一旦其調停全く成るの曉は實に此の内閣か空しく亡滅を告ぐるの凶日たるなり

第五 内閣の職權及び其内部の組織

英國内閣内部の組織を説述し權限を論定するの前に於て先づ内閣てふ制度の本性原質を明かにするを要す
 凡り何れの國を問はず議院政治を正しく施行する所の諸大臣は國王と議院とに對する二重の政治責任を負はざるなし故に諸大臣は其閣

僚の間に強固誠實なる一致を保ち互に真正の聯帶責任の實あることを約結するものなり諸大臣は常に自己より長上のものに監督に従ふ長上とは何れ國王及び議院是れなり大臣は自己の位地を保たんにも其位地を得んにも此の二者の信用を得んと必要なり又内閣は此の二者の後援に倚頼して立脚の地盤を鞏固にせざるべからず若し二者後援の一を失はんか忽ち平衡の美を缺き覆没の禍を招かん然るに國王と議院との運動上に於ける自由は二者各々等しからず是れ内閣に取りて幸運とする所なり國王は今や殆んど諸般の政務に自ら發起心を起して發議の權を用ひず故に國王の内閣の爲に後援たることは堅固にして頼もしきものなれば大臣が重大の過失を爲さざる以上は國王の信用を維くことを得之に反し議院の感情議論は朝變暮改自儘勝手にして昨日信任したる大臣も今日は之を嫉惡し少しく拙劣の大臣な

るか又は議院の説を聞かず餘り獨立の氣象を發揮する舉動を爲すの大臣あらは直ちに放逐することを憚からず彼れ内閣が國王に對する政治責任は宛も兩刃の刀の如く之を操る者危険なることは之を向けらるゝ者の危険に同じ而して議院が内閣を顛覆するは毫も危険を冒すことなく始終晏如たることを得るなり然れども余輩は議院の權勢亦た大臣自身が多數を制する政黨の首領先輩なるを以て其多數より善く崇拜せられ亦た善く其説を聽かるゝの勢力に依て隱然平衡を保ちて此の議院の擅恣を支ふるものなることを斷言するに猶豫せず且つ夫れ立法府たる議院は已に自ら委任權を有するに過ぎず(譯者曰は議決權あれども施行權なきを云ふ)且つ議院の攻撃を受け又は不信任の議決に惱まされたる内閣は必ずしも議院の決議に服従するを要せず時機に由り國王

の認許を承け内閣執る所の議に賛成せざりし所の議院(下院)を解散し以て全國の民衆に訴へ内閣の政略を公平に判断せんとを求むるを得内閣は完全鞏固の一團體なり其意思は一人の胸中より出づるか如く其行爲は一人の動作の如くならざるへからず故に内閣員たる者は同一の政黨に屬するか少くも聯合政黨に屬する者ならざるへからず内閣を組織する時に方り閣僚たる者は各々飽きて其意見を闘はし政府の施政上の大方針に就き熱議を盡し協合を爲さざるへからず然る後更に新問題の湧出するあるか若くは最初議定の方針を施行上に或る難問の起るあらは内閣會議を開き互に議論を闘はして閣僚の意見を合動せしむ(ハールム氏曰く閣僚は殆んど數身一體の如く各々自他の成敗利鈍を感受し而して内閣全體の運命は内閣各員の運命の繫かる所なり)議論一たび決せば各員力を戮せて決議の旨趣を施行し必要の場合に際しては議院に出て之を辯護せざるへからず若し夫れ執拗にして自己

の意見を墨守し敢て閣議に従ふを欲せざる者は斷然其椅子を抛去て民間に下るあるのみ(トッド氏代議政論に曰く閣僚の議合はすして内閣を去りた百八十七年に於けるランドルフ)然れども行政施行上の細務小節目に至る迄必ずしも悉く内閣の合議を要するにあらざるは固より言を俟たざる所なり實に各大臣は同僚監督の下に於て自家專任の常務を專決し獨斷するを得るものなり而して若し新問題又は重要問題の起りて政府全體の利害に關する事項あらは之を内閣に提出して閣議に附せざるへからず故に彼の所謂自由決議に屬する事項に就ては各大臣の間明々白々に矛盾衝突の生ずるあるを見る自由決議に屬する事項に就ては閣僚は各々自己の持説を固持し議院に對し之を主張し容易に通過せしめんとに努力し或は時に同僚の施爲する所に矛盾するも可なりとするに至る而して政治及び行政の事にして毫も政府全體に關せ

さる問題例へは私権利の問題の如き社會の組織又は國家の經濟に與からざる問題は各大臣か自由に處決するを得るものなり又或る場合に於ては政治上の大問題にして自由決議と看做さるゝとあり是れ大抵改革論者か其改革の正當にして且つ緊要なるを確認すると雖も之を内閣全體の提案として出すの時機にあらずと思惟したる場合なりとす故に彼のカトリック教解放案穀物條例選舉法改正法の如きは自由問題として取扱はれし時機もありしなり

大臣の責任は内閣の施政方針の施行上聯帶ならざるへからず各大臣の施政上の責任は合同して分離すへからずされは議院の不信任決議に對しては内閣員一同袂を聯ねて勇退せざるへからず然れども此の聯帶責任は内閣全體か協同一致の行爲に出てたる事項に對してのみ聯帶なるべきものなれば縱令一大臣か議院の不信任の攻撃を受くる

か又は國王より退職を命せられたる場合の如きは其一大臣か失職せしか爲めに他の同僚諸大臣たる者も亦た之に座して辭職せざるへからざるの理由なきなり

内閣は其國王との關係其議院との關係其國民との關係其同僚と同僚と及び閣僚と首相との關係を規定するに一箇條の成文法も一箇條の憲法をも援用することなく古來の沿襲に由て行動する者なりとはグラッドストーン氏の嘗て明言せし所なり

抑々英吉利の内閣は法律に依て存在するにあらず其内閣と稱し又内閣員と稱するときには如何に勞威赫々たるものなりとも固より何等法定の職權あるにあらず何等明文の權力あるにあらず一句半章も公文に之を明記したるものにあらず然らば則ち英國內閣の官制は流動常なき空漠たる慣習に其基礎を定め何等の法規にも其權限其會

議の場所日時期限方式を規定せざるに驚かざるを得んや
然りと雖も其實相を観察すればジョウチ第一世王即位以來一定の原
則は其系統歴然として定まり居れり即ち國王は内閣會議に臨御せさ
ること會議には首相常に其議長たること議場は首相の宮舎に於て開
くこと會日は一週間一回大體土曜日を以てするを但し必要の場合に
は數回開會するも妨げなし又議院閉會と共に毎年八月より十月迄は
停會すること召集令は大抵一大臣の請求に依り首相之を發すること
議事には一定の方式なきこと議事は全然秘密會なること議事録を存
するを要せざること等是れなり或時には議事の問題特殊の事項にし
て難問なるときは内閣總會議に附するの前首相二三の大臣に委員を
命じ取調を爲さしむ

内閣は國家の大政に關する事項新問題若くは各政黨間に於て互に論
駁せる所の時事問題各年度の豫算案竝に法律案及び大臣間の權限爭
等を審議熟謀する所なり而して内閣員多數の意見が行はるゝを原則
とすること固より言を俟たずと雖も内閣の議論が多數決の裁決法に
依りて少數の説を枉けしむるとは極めて稀にして各員は互に自家好
尙の意見の幾分を譲りて一致協合の熟議を遂ぐるを目的とす(グラス
トン氏は内閣會議の決議を爲すに裁
決法に依らざりしこと屢々ありき)故に多數論者と雖も可成少數論者を説
きて心服せしむることを努め相互の讓歩によりて反對説を調和する
を努むるも徒に反對説を枉屈せしめて壓服することを爲すことなし
然るに根本的問題に就ては内閣員全體の協議一致せざるへからず若
し閣員何人も之れを承諾するを欲せざらんか内閣の瓦解は到底免か
るへからざるの趨勢なり抑々内閣てふものは元來法律を以て創定せ
し所の一團體にあらざるを忘るへからず故に内閣の決議は内閣の

名を以て記載せらるべきものにあらすして其決議の世間に發表するは樞密院令となり或は責任大臣の手署捺印したる文書の形式を以てするものなり

前に述へし如く元來内閣は法律に依りて創定せしにあらすと雖も已に一の團體を成せる以上は之が號令を司り之が統一を保ち及び閣員間の風紀を振肅する所の首長なかるへからざるは毫も他の諸團體に異ならず總理大臣の稱呼是に於てか生ず而かも總理大臣の稱呼と雖も亦た内閣其物の性質と同しく未だ曾て英吉利の法律に於て確認せられたるとなく只今世紀の始め頃より總理大臣の稱呼を大藏大臣の職に附するの慣習を馴致せしかサリスベリー侯は一千八百八十五年に於て此の因襲を打破し自ら内閣首相の地位を占め兼て外務を攝行したり一千八百八十六年に侯が政權を握るに及んで初は大藏大臣の

官名を帯ひしか其後幾許もなくして又外務の事を總裁したりき大宰相たるの職務は内閣組織に最要の職務なること余輩既に前に述べたるか如し實に内閣を組織する所の閣員を巧に籠蓋し一致結合を謀るは彼れ總理大臣たる首相の職掌なり内閣の運命盡くるなり結合團體の瓦解するなり内閣の一致にして瓦解すれば内閣は滅亡して唯各大臣あるのみ個々孤立の閣員あるのみ故に内閣首相の死去又は辭職は必ず更に新内閣を組織するの必要を生ずるなり

總理大臣たる大宰相の其同僚閣臣の上に有する勢力は内閣組織の權のみに止まらず又内閣を解放するの權能を有し方今最も其威勢の隆盛を極めんとするの勢あり是れ首相たる者は二個の資格を一身に集めて以て政府の首位を占むる者なり彼は議院内多數の首領にして亦國王より特に信任を置かれたる人物なり議院の勢力と國王の權力

は繋りて彼の一身に集り而して後其勢力を彼の同僚の全體に反響せしむ實に國王第一の輔弼にして内閣に對しては國王の機關となり國王諸大臣の間に介立して紹介者の地位に立ち又多數の首領として議院内の議事を監督指揮す又彼は大臣が議院に提出せんと欲する所の問題は悉く詳知せざるべからず彼は多數の後援を頼み議事の順序を定め大に議院の發議權を自家に收めて時宜に適はざる問題又は危険の發議を棄却せしめ同僚の輔佐に頼りて議院の議事を監督指揮するなり然れども議院亦た彼の奉事する所の一主人なれば彼の勢力は殊に彼の技量及び彼の一身上の徳器如何に屬す彼は政黨の領袖として其政黨の主義を敬守せざるべからざるか如し又時宜に依り彼のロベルト・ピールが一千八百四十六年に穀物條例提出の事に於けるか如く自黨の持論に反對しても重要な改革案を通過せしむるを得又或時は

首相の勇進邁往の氣象を以て自黨をして又は自黨の多數をして自説に誘引し自黨の主義を變更せしめ新に主義を掲ぐるを得例へは愛蘭自治案の如きは一時人氣を傷失し輿望に反するの恐れありしにも拘はらず斷然之を政黨の主義に掲げたるか如き是れなり總理大臣は内閣會議の召集令を發し及び會議の議長となる各省長官は豫め總理大臣に向つて内閣會議に附せんと欲する議案を通牒し置くべし總理大臣は議長となるの權あるも其評決の數に加はるは一票にして議事に於ては他同僚大臣と異りたる特權あるにあらずと雖も首相の意見を以て往々他同僚の意見を決定するにあり然れども命令を以て強て自己の意見を貫徹せんとするにあらず唯同僚を説得して自己の意見に服従せしむるあるのみ能く同僚を檢束して現政府の執れる政綱の範圍内に安息せしめ常に同僚の施政を監視し新問題の起る毎に之を

己れに通知せしめ且つ各大臣の行爲を監督し若し各大臣の間に一切波瀾の起るあらんか勉めて之を調停して鎮靜に歸せしむ固より首相の威權は其人物の如何に由りて大に輕重の差あるは言を俟たずと雖も首相たる者は現政府執る所の政治を代表するものなれば重大の問題に至りては常に同僚閣臣多數の意見に従ふを要せざるのみならず場合に依ては自己の意見に従はざる閣僚を解放して更に内閣を組織するも可なりピット曰く「若し首相と閣僚との間に議論合はず如何に調停せんとするも如何に推讓せんとするも到底意見の一致を來たす見込なきときは首相の意見を以て勝を制せしめざるへからず」と

英國法律上には嘗て認むるとなくして今や英國政府部内樞要の職となれる内閣てふ組織は大略上來陳へし所の如し英の内閣の濫觴はスチュアルト朝王家の掌中に在て當時の擅制政治を扶植する爲め設け

られたる一機關に過ぎさりき當時の諸大臣は眞に國王の家奴にして國王の意思を奉行する臣隸なりき其僅に刑事上の責任を有するか故に徹に獨立の影子を認むるに足るものあるに過ぎさりき然るに責任内閣の原則一たび確定せし以來内閣は二個の對等權者(國王と議員と)に仕事し常に國王と議院とを調停するを任とし自然に政治上の組織内に於て自家の地歩を占有し以て他に隸屬することを免かるゝを得たり已に其二君(國王と議員と)に仕事するを以て時に一方に依頼して以て他の一方に抵抗するを得然れども一旦二君に仕事するの平衡を失し能く國王の箝制を脱するを得しも遂に下院の頤使に左右せらるゝを免かるゝ能はず遺憾なからし下院の鼻息を伺ふて以て喜憂を爲し憚々として政治を行ふことゝなりぬ然れども幸に内閣員か一致結合の力に頼りて已に大に國王に對し其獨立權を擴張したるのみならず此の新主(下院)

す斥)の面前に對しても其權力を伸張することを得たり今日國會議院の擅恣橫行を支へ私怨及び嫉妬より起る攻撃を防ぎ以て内閣の威嚴を保護するものは實に彼の内閣聯帶責任の原則なり内閣員は各々相互に一致結合し閣僚の勢力威權を後援として全幅の力を傾倒して以て議院に當るか故に能く議院の多數より支持せられて大失敗に陥ることなく間々陰謀を企て一二大臣を仆さんとするの秘計を運らすことあるも之を以て自黨全體の安危に繋る所の政黨の大利害に換ゆる能はず何時も其計略中廢して成ることなし故に一二大臣を仆して更迭せしむるの問題は絶てあらざるなり若し議院の多數が現政府を厭忌し多數の仰て領袖とする者を悉く疎棄し又多數の是まで信用を置きたる人を悉く信認せざる時は則ち是れ政海の大波瀾にして其結果は遂に政權を反對者に讓與するの已むを得ざるに至るは必然の勢

なりとす

上來陳へし所に由て英國政治に於ける内閣真正の職務は略ほ之を窺ひ知るを得へし英語には玉の輔臣又は參議官と唱ふるも決して國王の臣隷にもあらず又參議官にもあらざるなり去りて議院内の各種委員の如く立法部に於て實行權者を設けんか爲め議院より選出したる委員にもあらざるなり英國の古き憲法には國家に三大權あることを認めたり國王上院及び下院是れなり今内閣を併せて四大權とす而して内閣は其第四の大權にして前上三大權に屬し其淵源及び其職務に由り前三大權に最も密着の關係を爲すグラッドストーン氏は内閣を評して寄生的官職なりと云ひしは評し得て最も妙なりと謂ふ可し實に英國内閣は其生涯を他の政權者に寄託するものなれば内閣の生存上他に密着して一日も之と離るゝを得ず而して常に一致協力の動作

を爲して政務を措辦するものなり固より内閣を組織するには國王と下院との直接又は間接の援助協力を要し亦た上下兩院の議員中より入て内閣員となるものなれば内閣は則ち國王及び議院の委ねたる權力を行ふ所なりとす

今や世人は内閣を呼んで政府と謂ふ輒ち政治上の諸機關を運轉する所の元動力なり其職務は常に行法上の實行權に止まらず立法事業も亦た彼の至要の職務にして凡り國民の内外休戚に關する公共上の事に就ては司法の事を除くの外渾て與り聞かざるものなく殆んど無限の權力を享有せり但し余輩は之を稱して最上權者なりと言はさるのみ又彼れ内閣は昔日國王の手裡にありし王の特權を握るのみならず昔日に於ける國王の權と雖も二百年來未だ嘗て聞知せざりし所の立法事業の一部をも綜覽せり

英國今日の内閣は大要左の複雑なる任務を有するを知るを要す

第一 施行權を有す 施行權は實に内閣職務中の最も要務にして其權限も最も安固に最も自家の本分なること殆んど何人も非難する者なかる可し國王も一旦此權を失ひたるを憾むと雖も進んで之を回復するの念慮なく議院も亦た施行權の事は自己の代理者と認むる所の内閣員に一任して毫も顧みる所なし故に國王と議院とは此の施行權に向つては全然門外漢の地位に立てり

第二 立法權の指揮を爲し及ひ之が先導となる 内閣が此の權を專にするの勢たる實に昔日の王權に優る數等なり何となれば昔日は國王の權と雖も敢て立法權の範圍内に立入ることありとするもそは實に區々たる一瑣事に過ぎざりき

原理より之を論ずれば内閣大臣が立法權を行ふと云ふも自ら議院

の議士たるたけに立法の權を行ふに過ぎざるなり然れども翻つて實際に就き仔細に觀察すれば内閣大臣の立法上に於ける勢威は實に赫々として犯すへからざるものあり何となれば彼は議院の多數を籠蓋して居然多數の領袖たるか上に能く國家の機密と政府の緊急事件とを知り之に加ふるに其才力徳器權力の如き共に絶倫拔群にして能く一世を蓋ふの人々なれば其言説は大に世人に重んぜらるゝに足る故に立法發議の權は殆んど内閣大臣の専有物となり内閣大臣の論說にして議院を通過せざるものは殆んど稀なる有様なり

第三 内閣は行法權の上には直接の行動權を有すると共に立法權の上にも隱然潛勢力を有し其勢力には殆んど何人も當る能はざるものなれば自然に行法立法の諸權を綜合する所の結節にして蓋し

是れ其本分の職務なり即ち内閣は國家の政務に協動する所の諸政權の間に必要なる一致を保持すへきものにして苟も其一致を保つの間は行法權と立法權との分立は名ありて實なきものなり實に内閣は一身に一切の立法權と一切の行法權とを併有し常に前者を指揮し後者を實行せしめて二者の配合を保全せしむ彼にして若し能く諸權の統一を保ち得ざらんか更に良好の効果を收むるに適するの機關に負荷するに政權の大任を以てするなり

第六 内閣と樞密院

余輩は既に英國の政務を謀畫するの職權に就て内閣か如何に漸々徐々に樞密院に代りたるかを論述したり内閣か樞密院に代りて政治を參畫するに至るの一變革は二百年以上の長年月を経て漸く成就したるも内閣と樞密院とは其後と雖も兩々相對して常に存立せり樞密院

は彼の内閣の如く年報に顧問官の人名表を登記するのみを以て成立するにあらずして秩然法律上の官制を有し或一定の時限内に參集するの例は依然として長へに存し樞密院の事務局は常に該院の令を以て其管掌の事務を執行することを廢することなし唯英國の政治上に於ては樞密院の實力は殆んど皆無となれることは毫も疑を容れずと雖も樞密院が國王の行爲に就き容喙するの權は法律上必要の事として留存せり立憲政の實行と共に樞密院の權力は全く奪はれたるも法律は尙ほ彼の職權を維持して今や彼れ樞密院は國王に對し責任を有する顧問の樞府として留存するものなり

樞密院の議決を要する事項を一々精密に列舉せば冗長に過ぎ讀者の厭倦を生せんことを恐れ余輩は唯事の重要なるもの二三を掲示せんのみ即ち大要次の如し女皇が法律の公布を決する時議會の召集延期

解散を命する時蘇格蘭選出の上院議員の選舉を命令する時宣戰媾和を布告する時國祭特赦を命する時國際條約施行を決する時の如き是れなり其他特別法を有せざる殖民地に關する處分を決し殖民地議會の決議を承認又は否認する時マン島及びノルマンド島の事務を處分する時等亦た其重要なるものに屬せり又皇室に關する重要なる事件は渾て樞密院の議に附せらる又辭職大臣が官璽を收むるも就職大臣が官璽を受くるも總て樞密院に於て國王の手つから授受する所たり其他國王が宗教地方行政陸海軍司法商工業教育等に關する種々の問題を裁決するの權を行ひ之に對し許多の法令を定むるにも亦た必ず樞密院の議決を以てす

若し夫れ前に記する如くんは樞密院の職權と内閣の權力とは如何にして調停するを得るか而して斯く許多の職權を有する所の樞密院か

一〇〇
英國政府部内に於て僅に裝飾的の虚權に過ぎざる所以は抑々亦た何
りや余輩は樞密院の組織權限を説きて之に答ふるあらんとす
夫れ法律上より之れを觀れば樞密院の顧問官は國王の自由に任命す
る所にして其任期は國王の治下の間繼續するを得又院中二三の顧問
官を免黜するも或は全院を解散するも總て國王の任意なりしと雖も
事實は法律上の外觀と異り今日に至りては或る大勳懿徳の人物を拔
擢して顧問官に任し其他は内閣の指命する所の人を以て之れに任し
國王免黜の權は殆んど地に墜ちて死灰の再燃せざるに似たり而して
國王か顧問官の免黜を行ひし實例は遠くジョウヂ第三世王の治代に
溯らされは遂に見ると能はざる所なり後世に至つては絶て其例なき
のみならず新に位に即きたる國王は即位の初に當りて樞密院顧問官
は總て前王の任命したる儘にして更に異動することなしと云ふ一篇

の通知を爲すに止まり一旦前王の組織せし樞密院を解放して新に之
を組織することを爲さざるを以て常例とせり
今日の英國樞密院顧問官は其數無慮二百有餘の多きあり皇族大僧正
宮内の顯官等或は貴族なるに依り又は功徳あるに依り任命せられた
る人又下院議長裁判官陸海軍將官大使殖民地大守等各々其技量に依
り又は國家に盡したる功勞に由り顧問官たる特殊異數の信任を得た
る者を命し其他現内閣員及び前内閣員は總て同時に顧問官たるへき
ものなり何となれば各大臣か直接に自己の意見を國王に上奏するは
畢竟顧問官たるの資格を以てするものなれば既に一省の長官となり
たる以上は自ら顧問官たるの官職を兼得せざるを得ざるの理由あれ
はなり
顧問官の數斯の如く多く異分子の混淆彼か如く錯綜して安んり能く

協賛の美を保ち政治上の顧問たるを得んや到底全員を一堂に會同して職權内の事項を協議せしむること能はざるは勿論なり故に樞密院會議には全員中に於て殊に召命を受けたる顧問官の外は參與するを要せざるを常とせり然れども時に全員を召集して總會議を開くことなきに非ずと雖もこは皇室及び國民に關して至重至大の利害を生ずべき事件にして一刀兩斷の大英斷を要する場合に限り而かも甚た稀なるとなり通常會は一箇月少くも一回開會し先づ樞密院議長と總理大臣と協議し大抵現任大臣又は宮内の顯官中に就き極めて少數の顧問官を召集す往時は顧問官七名以上を召集すれば有效の會議と見做されしか近時は尙ほ下て三名又は二名の列席にても有效の會議と認めらる

樞密院會議の方法は常に一定ならず議題に従て異なるものゝ如し議

題にして法律の明文に據り樞密院の諮詢を要する國王の命令案を承認する事ならんか當局大臣は先づ草案を樞密院に廻附して議長に協議す草案の廻附を受くれは樞密院書記官長は其僚屬と共に法律上の點に就き廻附の草案は果して法律規則に牴觸することなきや否やを調査し牴觸することなしと認めたるときは書記官長自ら二名若くは三名の顧問官を召集し之に草案を交附す顧問官同意を表したるときは書記官長國王に口頭の承認を請ひ書記官長獨り命令に鈐印す何れの省の管轄にも屬せざる或る規則あり此の場合と雖も樞密院の職務は同じく純然たる形式的に止まり議長自ら此の事務を措辦す國王親しく樞密院の會議に臨み議長たることを要する場合に於ては少數の顧問官(大抵現任國務大臣)を御前に召集す然れども會議は何時も儀式的を以て終結するに過ぎずして互に意見を闘はし討論駁議す

るの性質を有せず近頃某大臣の言に依れば曰く國王が討論駁議を爲す會議に議長となるは憲法に反するの所爲なればなりと

是に由て之を觀れば樞密院の會議は畢竟單純なる儀式的にして如何なる法案も處分法も討論せらるることなく從て議決を表することなし常に内閣又は各大臣が研究討論して發令したる諸件に對し形式上の裁可を與ふるあるのみにして其裁可を許否するの權力を有せざるなり(ハールン氏曰く今日の樞密院は其實際に於ては或る政務上の閣議を國王に報告し又は内閣の執る所の意見を上奏して國王の承認を求めんか爲め國王の出御前に於て開會する所の内閣會議なり樞密顧問官の官職は元來一の稱號に過ぎず唯其地位の高くして官等の尊きあるのみにして政治上の事に付ては寸分の權力を有せざるなり)

第二章 大臣と國王

余輩は今や大臣責任論中最も纖微なる問題に到着したり即ち英國は法律と事實との間に全然たる背馳ありて國王と大臣との關係亦た曖

昧陰微にして永く外部より窺ひ知るを許さず大臣の決定したる各般の事件も概ね糺稜の間に掩蔽せらるゝ等如何に周搜偏索するとも到底英國政治に於ける國王の主權に就き明晰なる觀念を發見する能はず又國王が内閣會議に向つて權威の如何に就き精確なる推定を爲すこと能はさること是れなり

夫れ法律上より論ずれば國王は國家の最上權を有するものにして即ち諸權力發動の最高源泉なるなり國王は立法院員の一人にして其最上位を占め自己の權力と上下兩院の承諾とを竝用して法律を制定す又國王は行政權を有し樞密院の輔弼に頼りて文武及び内外の政務を措辦す此の大任重職を輔佐せしめんか爲め國王は己れの欲する所の政略を遵奉し熱誠忠實なる人物を擧げて大臣と爲す故に大臣の任免黜陟は一に國王の隨意にして別に法規に據りて舉措を決するものに

あらず大臣たる者亦た敢て國王の命に抗拒するの權なし大臣にして若し國王命する所の政務に就き責任を負ふことを欲せざらん乎唯自ら辭表を捧げて其職を退くの權能あるのみ大臣の進退黜陟に就ては更に他の政權者に於て容喙する能はざる所にして唯上下兩院より大臣か法律に違背し國民の特權を侵害したるの訴を受け上院の前に彈劾せらるゝ外上下兩院に對しては全然獨立の權を有す
夫れ單に憲法上より論ずれば英國王は獨り無比無限の大權を有し他は悉く國王大權の一部を執行するに過ぎざるものなり然るに實際に至りては最近二世紀以來政權の形勢一變して天下の實權は國王を離れて下院に移り之と同時に諸大臣の一致結合力大に發達したり從て執行大臣たるの勢威も其面目を刷新して昔日國王より隨意に任命せられ一意王命に服従し其意に反すれば忽ち廢黜せらるゝか如き國王

の參議官にあらずして今や下院の代表者を以て組織したる一團體となり却て國王か自己の意を托けて其權力に聽從せざるへからざる一
種鞏固の團體となりて國王と雖も敢て私見を逞うするを得ざるに至れり若し夫れ國王にして強て自己の意見を貫かんと欲せば大に國內の紛擾を惹起するに至らんも亦た未だ知るへからされは國王よりも更に権力強大なる者を敵として戦ふの覺悟なかるへからず要するに彼の國務大臣か議院に對し政治上の責任を有すと云ふ原則一たび定まりて以來内閣の一致鞏固となり從て國王と國王の舊參議官即ち大臣との關係は其舊態を一變して國王か國家の政治上に有せし實權は日に萎靡して政治上に於ける國王の實力は頗る衰頹して復た振はずと謂はざるへからず(ハールン氏曰く行政事務に於ける革新の效は顯理第四世王を提出するは内閣之に意見を附して始めて完きを得然れども國王は立法の事にも行政の事にも可否をなさす唯之に裁可を與ふるに止まるものなり)

今日に於ては國王躬ら主動となり進んで政務の局面に當り勇往果斷の動作を爲すことなし彼の國王が立法權に加はると云ふと雖も其は眞に表面上の形式に過ぎざるなり而して行政權は如何是れ亦た大臣宰相の掌握する所なり故に國王は徒に虚位を擁して實權を行はず否實權を行はんとするも能はざる所にして單に一國の元首全國民の代表者たる地位を占有して長へに諸權力の標的たるに過ぎされは大英國政務に關する諸般の事は悉く國王の名を以てせざるはなしと雖も其實國王の意志に出てゝ然るにあらざるなり昔日の國王は政治の活氣に原動力を與へ伸縮擒縱一に其手に出づるの最上權力を握り國王は常に政治の主動者たりしか今や然らず國王の手裡に存するものは僅かに政府の進行に緩和力を與ふるの柄を認むるのみにして主動的動作即ち事に臨み宜しきに従ひ有力なる處分を爲すことも又疑議問

題を斷定することも全く國王の意思中より發出するものなくして内閣獨り專決の權を握り國王は唯政治上の調停者たるに過ぎざるなり今日を以て昔日に比せば國王と大臣との關係は冠履顛倒して上下地を易ふの觀を現出する者の如し即ち今や政務を裁決する者は國王にあらすして内閣に歸し國王は却て内閣に向つて忠告を爲し内閣の所爲を監督し内閣の決議を奉行するに過ぎざる勢となれり然りと雖も英國王權の式微を評して殆んど有名無實の如く誇大の説を爲すは抑も亦た誤れりと謂ふへし英國王は國勢上に毫も勢力もなく純然たる表面上の形式を存するの外は何等の意見をも陳へずして唯内閣大臣の申請に任せ其意を迎へて所謂盲印を亂捺するの痴愚者にはあらざるなり換言すれば英國の王位は英國政治の組織上に於ける單純なる裝飾物にはあらざるなりロルド、テルベール侯曰く國王は實

110
權を有せず及び政府の廟議に與らずと見做すことは英國人民の憚焉
たらざる所なり政府の施設する所は悉く國王の叡慮勅命に出てさる
はなしとす闔國人民喜んで之に敬従す是れ其人民の王室に對する忠
誠の情自ら然らしむる所なり故に國王は時の政府の玩弄物にもあら
ず將た木偶人にもあらず國王は隱然不言の間に權勢を有し國務の上
に就き監督を行ひ治く國家民人に德澤を流布すること甚だ多しと
されは國王舊時の威權は未だ全く消滅したるにはあらずして寧ろ變
性して存するものなり法律を以て國王に賦與せられたる特權は國務
大臣代て之を使用することとなりぬ然れども憲法上の因襲は國王に
或る獨占の權利を與へ國王は之を行ふも内閣敢て之を咎めず國王の
威嚴ある權力は國務大臣の意志を矯め彼等をして有道の所爲に導く
へき道德的潛勢力を有す其潛勢力は隱然として大に妙味を存し國王

に缺くへからざる必有的のものなり一たひ國王の行爲か世上に公け
なるときは王は無責任及び不可侵と云ふ原則は殆んど行はれざるの
觀あり然り而して彼の君主の威徳は固より變易常なく或は國王の天
資英邁老練着實の明君なるに因り一時君徳非常に輝くことあり或は
時の執政大臣の賢良に因り或は下院内に於ける政黨の勢力及び一致
に因り君徳に多少の昂低ある等實に英國王の天威君徳は千變萬化恰
も行雲流水の如く捕捉せんとして捕捉すへからず止塞せんとして止
塞すへからず明確に名狀せんとして名狀す可からざる隱微の間に一
種不可思議の潛勢力を有するものなり
余輩は上來詳かに國王が内閣組織に對して如何なる勞を躬らするか
を説述したり即ち國王は首相となるへき者を指令して之に同僚内閣
員を選択することを委ぬるの權あることを説きたりウエリントン公

は國王が首相指令の事を爲すを觀て是れ英國王たる者射ら爲すへき當然にして且唯一の職務なりと論定せり然れども要するに是れ外觀皮相の事たるに過ぎずして其實は國王が首相を指命するの前に方て豫め現任内閣に諮り其意見を聞くを例とす而して其内閣の決議たる多少命令的に出つることあり又國王は一方に議院の意見輿論を參酌せざるへからざるか故に總理大臣を選抜するの區域頗る狹隘を感ずるならん然れども實際は間接に下院より首相たるへき者を指名して國王に奏聞するを恒例となす縦令政海の波瀾動搖して止まず各政黨間四分五裂紛々然として何人も敢て進んで首相たらんと望む者なき時と雖も國王が總理大臣を選択するの自由は決して羈束せらるることなし唯自由は則ち自由なりと雖も其自由たる勢ひ二三人中に就き選擇せざるへからざるに至るを免れず

内閣の組織一旦定めば國王は諸大臣に對し三箇の權利を有す三箇の權利とは大臣より政務上の謀議を聞くの權大臣を戒飭するの權大臣に政務上の事を勸告するの權是れなり即ちバチホット氏の明快に區別して言ふ所の「ライト、ツイ、ビー、コンソルテド、ライト、ツイ、エンコーレーデ、ライト、ツイ、ワルン」是れなり國王は常に國家の利害休戚に關係を有する百般の政務を與知するの權を有し又内閣の爲せる重要なる處分及び閣議の決する所は總て總理大臣より國王に上奏し國王は之か裁可を爲すの權を有す國王に屬する是等の特權は英國の王位を繼承せる歴世の君主が常に内閣に向つて強請せざるはなく殊に今代のヴィクトリア女皇は最も之を主張せり
去る一千八百五十年に於て時の外務大臣ロルド、パルメルストン氏は可成的女皇の監督を避けて己か欲する儘に外務の事を處理せんと欲

せしかアルベル公は同年四月二日を以て時の首相ロルド、ラッセル氏に責問書を以て國王の特權を主張したり其文に曰く「女皇陛下はロルド、パルメルストンに向つて政略に關する諸件及び政略上の方針は一々女皇に奏聞することを要請するの權あり女皇は奏聞を聽き一々之が裁可を與ふへし一たび裁可を與へし確定の政略は擅に其恩外に逸出することを得ず又重要なる事件は之を國王に隱蔽することを許さず又國王の裁可なくして國王の名を濫用することを得ず然るにロルド、パルメルストンは女皇陛下に對し右の諸點を闕如せり其闕如せし所以は彼の嫌厭に出でたるにあらず又彼の放慢に流れたるにあらず彼は女皇の頻々下命要請あるにも拘らず執拗にも是等の事は女皇に一々伺出て又は報告を爲すを要せずとの説を主持せりと云々」故に外務大臣は前掲の責問書を得たるにも拘らず依然として其行を

倭めさりしかは女皇更に親ら内閣首相に移牒して切に要請する所ありき即ち一千八百五十年八月十二日フスボルンに於て認めたる親書に曰く

女皇は左の條件を要請す

一 凡りロルド、パルメルストンが決裁を請ふの事項には自ら其議案に説明を附し何人にも國王は何事に就きて裁可を與ふるかを知らしむるを要す

二 國王が一旦或る處分に裁可を與へたるときは其裁可を求めたる大臣は擅まに之を變更するとを得ず若し大臣隨意に國王の裁可を経たる處分を變更するは國王に對し忠實を缺くの措置と見做し此の場合に於て國王の特權に屬する剝官の權を行ふことを妨げす

三 女皇は外務大臣と外國使臣との間に於ける交渉往復は重要な會議(各國使臣との會合)を経るの前に於て豫め之を女皇に通知せんことを要す

四 外國の往復書類は時機を失せず女皇に進奏を要す又外國へ發すへき文書は女皇の裁可を與ふるの前豫め其要領の審議を要す
れば可成的早く女皇の手許に廻送するを要す

外務大臣は此の國王の勅書を得て敢て之に抗辯することもなく恬として毫も顧みる所なかりき偶々其翌年に至りて佛國の急激政變即ち「グーデター」事件に對し佛國全權大使に祝辭を送りたり然るに當時英國政府は嚴正中立を守ることに廟議一決しありしかは國王は大に震怒し總理大臣と妥協を盡くしロルド、パルメルストンに其職を退かんとことを要求し總理大臣ロルド、ラッセルは議院に向つて以前よりの國王

の要求を通知し且つ英國の慣例に反し國王のヲスボルンの勅書(前掲書)までも議院に開示したり(一千八百五十八年に於てロルド、エレンボロウが印度政府に照會して印度政府が叛亂の速に鎮撫せんことを希圖し發布したる宣言書を批難せしことありしか女皇は之を聞き當時の總理大臣ロルド、デルベールに向つて復たロルド、エレンボロウが發したる照會書は女皇の閱覽を経ず獨斷を以て發したるは不都合なりとて之を雜詰したり)

夫れ英國君主か内閣より國王に裁可を請ふへき所の決議に就て意見を下問するの權あるは已に明々白々たり唯此の權を以て國王は政治上に幾多の監督權を行ひ調和を保つの權を行ふものなり若し國王にして公然大臣の行爲を是認すれば以て大臣の人意を強くするに足り國王にして現任大臣を贊助すれば以て大臣は政治上の勝利を卜するを得可きか如く國王親らの干涉に依りて許多の困難を排除すること難からず然れども國王は自家一個の勸告を爲して輕躁なる政府の措置を控制し或は順序を失へるの政略を釐整せしめ或は急激の處分を

抑止することを得れども公式的に内閣の決議に反対せるにはあらず其決議を承認する以前に於て國王親ら審議を盡し現案にては斯々の危険を呈出するならん之に修正を加へなは其危険を避けて斯々の利益を生せん等諄々として説明し確定に至るの以前に於て今一應審議を盡くされよと勸告するあるのみ

斯く國王の口より發せらるる所の勸告及び助言は各大臣の腦髓に痛く潜勢力を發揮すること鮮しとせず國王は各大臣に對し自ら全國民の代表者たるの地歩を占め而して其身は億兆の常に景仰と忠愛との感情を以て具瞻する所たり故に國務大臣が國王に對するも亦た此の感情に左右せらるるを以て國王の綸旨を辯駁し及び自己の所思を辯護するに方りては極めて自損謙讓の意を加へざるを得ざるは亦た自然の勢なり（バデホット氏曰く國王の議論は常に全力を以て説明せらるるも大臣が自己の議論を述ふるには往々低頭囁嚅して僅かに其一部を辯するのみ）

國王は斯く政務に干渉することを休止せざりしかは何れの内閣に於て起れる事件も皆經驗ありて能く事例に通曉し又其事件の真正の原由を了得するを以て國王は却て國務大臣よりも前例等に精通す而して當代の大臣は前代者の治下に在りて起りたる事件を詳知せず往々茫漠たる記憶を以て之に應ずるの外なきことあり英國王は彼の政權争奪を事とする政黨の競争以外に超然たるか故に常に黨派熱に感ずる所なく其所見に於ても公平にして正鵠を過らず彼の牛李相闘くの徒か一黨派の利害に顧みて他の休戚を顧みざる如き者にあらざれば大に國家全體の利害を保護するの功決して鮮少にあらざるなりアルベルト公曰く内閣更迭して一旦政權を放棄すれば辭職したる内閣は是れまで掌握せし諸報告を受くるの最良手段を失ふと雖も國王は内閣の更迭するにも拘らず依然として變せざるか故に報告を受く

るの途は常に國王に由て啓かるゝものなり夫れ苟も報國の志に篤き大臣は深く自黨に慮を致さざるへからず而して其自黨を思ふの深きや時に或は一黨派の利害得失に偏し知らず識らずの間に公平の判断を失ふこと一にして足らず獨り立憲の君主は超然此の黨派の勢力に制せらるゝの累なく國民永遠の元首にして専ら君主の福祉と光榮とに至美至善ならんことを唯一の志願と爲すものなり而して君主は百般の政務に通達して事務の經驗に富み其判断は綽々として迫らず故に常に何れの黨派より出てゝ政權を握れるの内閣に向つても有益なる勸告を爲すの餘裕あるものなり

此の英國王の潛勢力は特に外交上の方針及び内治に在りては軍事上に最も顯章するを見る余輩は後章に於て陸軍大臣及び外務大臣の職務を詳論する時に方り此の陸軍外務に於ける國王の職務如何を辯す

るの時あるへし今代ウイクトリア女皇は陸軍の編制に就ては他の國王の如く活潑に意を用ひさりしも外國との交際事務には大に監督權を伸張して頗る周到に頗る嚴勵の施設を爲し未だ嘗て弛廢困頓の状を呈したることなかりき

内閣政治の政府は他事を擱き先づ第一に諸政權の調和最も親密にして各機關の聯絡最も緊切にして相互の結合極めて鞏固なるを要す若し内閣中政治上の意見に一致統合を缺くことあらんか内閣大臣の間に不折合のことあらんか早晩内閣の土崩瓦解を免る能はさるへし若し夫れ内閣の政略にして議院の冀望に副はさらんか議院は一旦内閣大臣に與へたる信用を拋棄するに至らん是に於て内閣は退て自ら總辭職するか進て彼れ議院を解散するか二者一を擇んで之に居らさるへからず而して夫の國王と國王の贊官たる大臣との關係亦た議院に

於けるか如く與に同一の結合同一の信實を要す(ハーレン氏曰く内閣が國
ことを要することは代議政體に於て議院に對し責任内閣を要すること殆んど輕重なき至要條件なりと)内閣大臣は何事も隱蔽する
を得ず苟も國家の政治に利害の關係ある諸行爲并に諸件は悉く國王
に以聞するを要す國王も亦た内閣大臣に十分信用を置き苟も大臣在
職の間は内閣内部の一致結合を妨ぐるか如き舉措又は内閣と議院と
の和協を破るか如き舉動を慎み避けざるへからず内閣大臣間の一致
結合を維持し及び内閣と議院との和衷協同を助くる爲めに王權を揮
ふは殆んど國王の國王たる本分の義務に屬す若し政府執る所の針路
を阻止するか如き舉動あらんか是れ決して國王の天職を全うしたる
ものと謂ふを得ず一に政府の亂離に至らんとする時に於て之か秩序
を整理するに在るのみ若し夫れ他の急躁激變の進行を調和するを以
て口實となし其狂瀾怒濤を挽回し又は衝突すへき禍機を煽動するか

如き舉動は國王たる者の慎て避く可き所なりとす

國王は内閣員施政の方針を聽き其爲す所に一任するのみ躬ら懷抱す
る所の政論を内閣に奉行せしむへからず國王は内閣の政略を承認し
其或は極端に走るものあらは内閣に勸告して之を矯めて中正に歸せ
しむるの外妄に干涉を試むを得ず唯國王は内閣大臣に援助を與へ王
權に據て爲し得らるるだけの幫助を爲すのみ若し國王にして内閣が開
申せる所の法案に就き審査研究を爲すは其欲する所に任すと雖も之
を口實として自家の意見を吐き國王と内閣との折合を破るに至らし
むへからず故に國王は現内閣に反對する所の代議士等に私謁を許す
か如きことは最も誠慎して之を避けざるへからず法律上より之を言
へは樞密顧問官及び貴族院議員は直接に國王に獻替するの權あるは
疑を容れず然れども憲法上内閣崩解して空虛となり新に内閣を組織

する時の外或一部の人の意見又は樞密顧問官一名の言を採用することを爲さざるは世人の普く公認する所なり
 國王は常に國王の身邊に咫尺する人々と燕居し私事の談話にも政治上の談論及び内閣に論題となれる事柄を談論することを避けざるべからず且つ近時國王が現内閣に完全なる信用を置くことを證明せんかため一種の慣習王宮内に行はるゝことはなりぬ何うや今日英國宮内省の顯官要職の人は内閣と進退を與にすることは是れなり宮内高等官は政權を握れる政黨に屬する國會議員の中より選はるゝの風行はるゝに至れり是れ殊に男統王の代のみならず女皇時代の政府の下に在りては女皇陛下に近侍せし日々最も親昵せる女官と雖も若し其家族が現内閣と反對の政黨に屬するものなるときは辭表を捧けて退職するの風をなせり一千八百三十九年に於てロベルト・ピール氏が初回

に内閣組織の王命を受けし時女皇の左右に近侍する人々に多少黜陟を爲すの權を女皇に要請せしか女皇は之を退けて聽かさりしかはロベルト・ピール氏は此の條件なくては内閣を組織して政府に立つこと能はずと固辭したり後二年を過ぎロベルト・ピール氏再度の内閣組織の王命を受けしときは女皇もアルベル公の建議を納れて左右近侍の者を黜陟するの權を首相に許容したり
 然りと雖も國王は内閣提議の案を審査して自己の意見を下すの義務あるも其議案を審議するには必ずしも國王一人の鑑識を以てせざるべからざるの義務あるに非ず最も秘密に政黨以外の或る確かなる少数人に協賛するの義務あるは世人の國王に肯認する所のものなり此の少数人は嘗て國王と國務大臣との間に周旋して彌縫調停を爲すの勞を取ることなく専心唯國家生民の利害休戚と皇室の榮枯盛衰とに

意を注ぎ論題を審案熟慮すへきものなり今代ウイクトリア女皇陛下はアルベル公を以て唯一の顧問となせり故に國王の左右には常に一人の秘書官あり其秘書官は内閣の新陳代謝によりて更迭するものにあらず之に由て之を觀れば國王の内閣に誠實なる協力を擔保するとは憲法上の義務なり内閣に困難を惹起することを避けて而して王權の及ふ限り内閣中に起るへき困難を排除することを勉めざるへからず若し王威を揮ひ内閣の分離を挑發し破裂を煽起するか若くは内閣員中少數不平者の言を聽信するか如きは大に國王たる者の義務に背く舉措なり夫れ總理大臣は内閣全體を代表する真正の代表者なり國家の大政及び内閣の決議を國王に奏聞するは悉く總理大臣の口よりせざるへからず國王が某大臣と直接に交渉するの例固より之なきにはあらず然れども斯の如き交渉は初めより總理大臣の知悉し承認

する所にして何々省の特殊事務に係るものたるに外ならず決して國家の大政に係るものにあらざるなり

英國王は今や議院内に於て内閣に對する難題を挑發すること能はず一千八百三十二年一千八百六十七年及び一千八百八十四年の選舉法改正以來國王は議院の組織上には毫も勢力を有せざることとなりぬ又彼の吏黨なるものゝ消滅以還復た彼のジョウヂ三世王が任意に操縦して或は内閣を賛成せしめ或は内閣に反對せしめしに従ひ無主義無節操にも國王の命惟従ふ的の王黨を議院内に組織することは最早不能の事となりぬ内閣と議院との間には常に和衷協同を必要とするものなり國王の其和衷協同を破るへからざるのみならず國王の威權を以て益々之を鞏固にすることを要す若し一朝内閣と議院との間に激烈なる紛擾の起るあらんか國王は兩者間の調停者となり少數者の

過激なる反對論を鎮靜し又内閣大臣に向つて勸告をなし多數者の議論を緩和することを得然れども國王は直接に議院討論に容喙するを得ざること固より論を俟たず國王か上下兩院の孰れにも自己の持論を主張するは憲法上の慣習に反する舉動なり然れども間接に反對黨の首領に向つて其動作に賛成を表せざることを知らしめ以て躁妄紛擾を慰藉することを得彼の一千八百八十四年選舉法改正案の討議に際し近代ウイクトリア女皇は兩黨間に立ち仲裁を試み調停者となりしことあり初め改正案は改進黨より提出せられ下院に於て通過せしか上院の保守黨は多數を以て否決したり是に於て全國の政論囂然として沸騰し上院廢すへしと熱罵するあり下院閉つへしと絶叫するあり女皇此の勢を觀て時機を量り嚴格なる數語を以て陰雨せざるに綢繆し將に爆發せんとするの破壊を防遏するを得たり即ち女皇は兩院

の間に介在し女皇の仲裁に依て上院の保守黨にも承諾せらるへき修正案を提出し下院の自由黨も幾分の讓歩をなして事漸く平定に歸するを得たり

内閣崩解の時に處する國王の職務如何是れ最後に吾人か講明せんことを欲するものなり此の職務たる頗る茫漠にして最近五十年間の歴史を參稽するより他に講究の途なきか如し國王は内閣を解散するの權あることは亦た争ふへからず亦た解散せざるまでも内閣の申請せる政略に不認可をなせば内閣をして退かしむるに至るへければ其結果は解散と歸を同うす國王か此の特權を始めて用おし例はギヨウム第四世王の治代以後に屬すギヨウム第四世王は自由黨内閣に快からずして政權をロベルト・ピール及び王黨に與へ下院の紛擾尙ほ停まずんは打て之を解散せよとの允許を授けたり然るに此の旨斷の結果は

唯益々民黨の一致を回復し再び多數其多數は計算より言へは僅々の多數なれとも結合力鞏固にして容易に動かすへからざるの勢力を有せり)の黨人を得て土を捲き重ねて來り遂に國王に迫り前きに解任せる内閣を召還するの已むを得ざるに至らしめたり故に國王の内閣を解散するの特權は今日は殆んど事實に於て不能の事となりたるものと如し亦た英國人多數の眼中には國王の内閣を解散するは違憲の所爲と認むるものゝ如し國王は何時も下院に多數を占むる政黨の首領か組織せる内閣を容認せざるへからず唯内閣員となるへき某々の一個人に就き私交上國王と慊焉たらざる者あるとき國王は故障を入れ之を排除せしむることを得是れ國王に取りては頗る多とせざるへからざるものなり夫れ内閣組織の時に於ける國王の權は斯の如し一旦内閣組織せられし以上は國王は下院の信用を繋ける所の内閣を維持

することを勉めざるへからず然れとも國王と政治上の意見を異にするか爲めにはあらずして私事の私交上の感想を理由とし一二大臣の退職を要求することを得今代ウイクトリア女皇カロルド、パルメルストンに向つて退職を要求せしは其實例なり内閣にして一朝信任缺乏の投票を受け失墜せんとする時に方り國王は尙ほ内閣に議院解散の權を與へて現内閣を維持するを得ることあり國王か此の措置を爲すは大抵下院の議論は全國の輿論を代表したるものに非ずと認めたる時及び議員の選舉以來既に數年間を経過し國民が望を現任代議士に屬するの厚からざるを認めたる時にあらされは容易に現内閣に議院解散の權を與へざるを恒例とす彼の一千八百八十六年に於て今代ウイクトリア女皇カグラッドストーン翁に僅々數月前に改選したる議院カグ氏の愛蘭政策を攻撃せるを以て再び愛

蘭自治案を全國民の面前に訴へんか爲め議院を解散することを許せしは全く異常特例と看做されたり然れども此の異常の解散を爲すの當否を争ふべき最大先決問題は次期の改選に於て提起せられさりき

第三章 大臣と議會

第一 議會の組織及び権限

英國上院は世襲議員多數を占むると雖も未だ全く世襲議員のみを以て組織したるものと云ふを得ず其組織概ね左の如し

- 一 皇族
- 二 國立寺院の僧官二十六名
- 三 大英國世襲議員及び近時國王か前議員の相續人に世襲權を與へたる勅選議員
- 四 愛蘭貴族會の互選に係る終身議員二十八名即ち愛蘭代表者

五 蘇格蘭貴族選出の議員十六名即ち蘇格蘭代表者但し任期は議院の任期に同じ

六 法律家四名但し任期は終身

現時英國上院議員の數は五百名乃至六百名なれども其多數は議院に出席すること稀にして全員打揃ふて議事に參列するは極めて稀なりとす

下院議員の現數は六百七十名を以て組織す之を細別すれば大英國大學選出議員九名其他は郡及び市の選出にして大抵單名投票を以て選舉せられたる者なり一千八百八十五年改正の選舉法は更に議員席を増設し可成の人口の多寡に従て市と郡とに普及せしめんとの主義に出たりと雖も其實際に至りては多少の參酌を加へて此の選舉法を勵行するに至らず

余輩は茲に英國選舉權の法制如何を詳説するを須ぬす之に代ふるに
 フランクウイルの論結を以てせんとす之を讀むものは蓋し思ひ半
 に過ぐる者あらんとす氏は實に斯る複雑なる法制を最も明快に約言
 して一目瞭然たらしめたり其言に曰く人は先づ英國法制に就て英國
 法は人民の如何なる階級に選舉權を制限するやの疑問を起すならん
 余は之に答へて云はん第一に指を屈すへき者は家族内の子弟其次は
 主人親方又は師匠の家に寄寓せる傭人家僕職工其次は家具附借家に
 住居し其家賃は一箇年二百五十法以内を拂ふ者其次は一定の住所を
 有せざる者又は新に移住して其轉地先に於て未だ法律に定めたる住
 居の期間を有せざる者等なり
 下院議員の任期は七箇年なり然れども任期の終る頃は大抵解散せら
 るゝを常とす(現世紀の初期以來六箇年間任期を繼
 續したる議院は僅かに三回に過ぎず)英國議會は法律を審議し

租税及び歳計豫算を承諾す行政部に立入ることは専ら監督權を行
 ふと云ふに在り彼の行法權内に於ける議院直接の働きは歐洲大陸諸
 邦の議員に比すれば或點に於ては一層狹隘なれども他の或點に於て
 は更に廣濶なり即ち外交に關しては狹隘にして賣買讓渡其他民事の
 目的たる事件に關しては更に廣濶なり
 財政及び豫算等を除ては英國議會の議題となるものを大別して二種
 とすることを得即ち公益に屬する事項と私利に屬する事項と是れを
 り公益に屬する事項とは眞正の法律案公益に關する法律案なり然れ
 ども其何事項は公益に屬し何議題は公益に屬せすと云ふことを精確
 に明示すること極めて難し余輩は唯之を定むべき一の原則を置くを
 得るのみ曰く英國の慣習法は何等の變更修正を加ふることを得ず曰
 く議院に依て一旦決議したる前議は變更することを得ず又上下兩院

を通過して國王の裁可を経たる法令にあらざれば如何なる刑罰をも英國臣民に科することを得ず又如何なる負擔をも英國臣民に課することを得ざること是れなり

私事に屬する事項とは英國憲法上一種奇異の特性に屬し之か定義を與ふるとは殆んど絶對的に出來得へからざるのみならず其關係する事項の性質に就き一二言を試みんと欲するも亦た得へからざるなり素より慣習に因て馴致したるものなれば一定の原理としてはあらず就中彼此判然性質を異にし一見して同種類中に網羅すへからざるか如きもの許多あり其私利に屬する範圍を明にせんとせば英國下院の例規を繰返し必ず一々列擧するの外なきなり其中或る事項は佛國に於ては公益に關する眞正の法律と看做さるべきものあり或る他の事項は行政府の職權又は權限管轄を規定するに止まるものあり茲に私利

的議案の一二を掲ぐれば郡裁判所の構成、市内の點火公益上の土木道路橋梁掘削鐵道馬車鐵道等の公益事業を一個人、會社、寺區、町村又は郡の自治體に許可すること及び或る同業組合、會社、市及び郡の自治體に對し干涉監督を爲す事項等なり然し此の區別たる常に判然明白毫も其間に疑ひを存せざるものにはあらざるなり試に之を例證せんか市街地警察の組織に關する議題は一千八百二十八年及び一千八百三十九年には公益に屬する議題と看做されしか其後一千八百七十四年には私利的議題と看做されたるか如し以上約言すれば私利的議題とは英國の慣習に従て大英全國大利害よりも寧ろ單に或る百數人の利害或る組合、或る市府、或る郡若くは國王の或る部分の利害に關する事項なり眞實に之を言へば私利的議題は立法事業にあらずして寧ろ行政事業に屬す否更に進んで言はゞ議院か利害の反對する雙方の間に立

て判決を下すものなり下院は最も此の事に就ては裁判所的手續方式に依て判決案を審査し其判決は一に普通法及び規則に照して處断すべきものにして漫然據る所なくして之を下すは下院の敢てせざる所なり

外交上の領域に就ては英國議院は嚴格に國王の舊特權を尊敬し敢て容喙を試みるをなく國王の信任せる外務大臣に頼て奉行せらるる所の國王の大權に満足し敢て直接の干涉權を要求せず宣戰媾和の權諸強國と條約締結の權土壤を獲收し及び割與するの權等一行法の大權に離るへからざるものにして畢竟國王の大權に屬し國王の名を以て斷行したる事項は一も議院の承認を受くるを要せず議院は毫も之に修正を加ふることを得ざるのみか之を廢棄する權なきものなり然れとも新に締結したる條約を有効にせんには後日議會に提出して之

を法律と爲すの必要なしと云ふと雖も行法の大權を以て法律を變更し及び廢止するを得することは常に正論として認めらるる所なり故に若し條約中の條章に普通法の原則に反するか若くは法規の條項に抵觸するものあらんか其條約は議會の議決に依て承認せられたる上にあらざれば有効なる能はず此の場合に於て議會の本分は條約全體を承認するか否認するか二者其一に居らざるへからず但し條約其物に修正變更を加ふるは下院權限の外に屬す若し夫れ財政に關する議權に至りては議會は實に其全權の原動力を占有す見よ彼が數百世の間王權と相持して對戰するに方りてや最終の手段は常に租稅承認權を揮ひ以て國王をして歩を譲らしむるの機會となせるにあらずや議會の承認を得されは如何なる租稅も國民に賦課するを得ず議會の裁決を経されは一錢の國債をも起すことを得ず約言すれば議會の承諾

を得されは如何なる財源をも得る能はず而して一たび承諾を得たる財源は議會の協賛したる費途に向つて支出するの外他に流用することを得ず故に議會は毎年歳入歳出の豫算を議定せんか爲め及び前年度の決算に對し承認を與へんか爲めに召集せらるゝものなり唯財政に關しては如何なる事項も其發議の權は政府獨り之に任ずるものなり

議會は普通法に依り行法權より出づる所の施爲を監督するの權を有す此の監督權の執行を有効ならしめんか爲めに必要なる手段は備さず議會に具りて亦た遺憾なし即ち國務大臣に對し質問するの權及び辯明を求むるの權諸文書證憑書類の提出を求むるの權調査委員を組織するの權等は是れなり又法律は議會の職權として大臣の刑事上の責任に制裁を下すの權を與へたり然れども前にも既に述べし如く今や

議會の彈劾權は久しく廢絶して殆んど無用の武器となり之に代ふるに信任投票を以てするに至れり又終に普通法は猶も上下兩院に國王の特權執行上に就き上奏するの權利と義務とを與へて大權の作用を掣肘するの手段を有効ならしめたり此の上奏は適法に評すれば何等の強制力を有せざるは明かなり然れども近時政府は下院の希望に反抗することを爲さざるのみか却て寧ろ下院の意嚮を前知せんことを努め之を未發に察して其措置を爲さんことを謀らざるはなし

上院は或る司法的職權を有す此の司法的職權は其實際に於ては上院中より有数の法律家を抜き委員會を組織して之を行はしむ上下兩院は彈劾の手續に於て其執る所の職務各々異なれりと雖も之を除くの外兩院は俱に同性均量の權利を有す然れども其同性均量なりと云ふは特に法律面より評するの言にして事實に於ては兩院の動作大に異

る者あり上院は立法權として離るへからざるの諸權利を有すること
下院と同一なるや疑ひなしと雖も近世就中選舉法改正以來は上院か
其權利を行ふに全く自由に且つ自發を以てすることを抛擲せざるを
得ざるの場合となり今や上院は政海の急潮を緩にし激流を平にする
の調和者たる職務を行ふに過ぎざることをはなりぬ已に國民及び人
民的議員(下院を指す)の意向に抵抗すること能はされは上院たる者は唯下
院の議決を再調するの議院たるに止まり良し下院の進行を支へて之
を緩且つ平ならしむるを得るも其進行を制止するの勢力を有せず彼
の租稅承認の權に至りては上院は之を有するや否や頗る議論ある所
なり論者は上院か下院の決議したる金額を承認するか若くは否認す
るか二途の一を有することを認むるも下院の決議額を増減變更する
の權あることを認むるを欲せず假令權利有無の問題は是非孰れにあ

るか曖昧なりと雖も事實に於て上院の議權は豫算調製の事に關して
は法律制定の事に於けるよりも其勢力遙に劣りて微々たることは明
白にして疑ふへくも非ず今日世人が行法權に對する議會の監督及び
統制を唱ふるは其意常に下院に在りて上院を指すにあらざるなり而
して上院と雖も行法權を監督統制するの權利は法律上素より備はら
ざることをなきは疑ひを容れず何となれば上院にして動議を提起し大
臣に諸文書證據書類の提出を要求することあり審査委員を組織する
ことあり或時は大臣の行爲を批難攻撃すること亦た之れ無きにあら
ざるを見て知るへし然れども是等上院の動作は實力ある眞の制裁を
有せずして其動作たるや畢竟内閣員の任命及び辭職に何等の功をも
奏するの力なく其批難の投票も攻撃の決議も實際に寸毫の效果を見
ることなし而して偶々上院の批難を受けたる大臣は已むを得ず之を

下院に訴へて自己の信任投票を求むることの如きは其例或は之れあらん然れども若し下院にして一たび信任の投票を下せば之と同時に上院が爲せし所の大臣批難の痕跡は倏忽として雲散霧消せんのみ嗚呼上院の勢力一頓して振はさる一に奚り此の極に至るや
英國議會は部又は局に分たず故に總ての議題は必ずしも委員の審査に廻附せず法律案と雖も全院總會議又は全院委員會(Committee)に、フ、ゼ、プール、ハウス)を以て、討議するを原則とす然れども實際の必要に依り近時は此の原則に多少の除外例を設け別に委員を置きて以て私利的議題は勿論公益的議題の起草に協力審査を爲さしむることゝはなりぬ

私利的議案の起草は特に私利的議案起草委員を命じて之に従事せしむ此の他特別委員等種々雜多の委員の組織あり而して此の外に上下兩院は各三個の常任委員を有し三者俱に均しく議案の起草審査に従事するものなり其一は選舉委員なり選舉委員とは各議院に於て各種委員を任命するもの其二は整理委員なり整理委員とは規定の方式手續に於て違背又は誤脱の事なきや否やを取調ふるもの其三は鐵道及び掘削委員なり此の委員は鐵道及び掘削事業の問題を研究し其特別委員の勤務を指揮監督するものなり
右に反し公益的議案の取調に於ては上下兩院とも特に深く調査又は講究を要する場合を除く外は豫め特別委員の助成を待つことは甚だ稀なり或時は草案提議の前に豫め委員を置き之をして其問題に就き調査を爲さしめ議院に其報告及び意見を提出せしむ此の意見及び報告に依て議案の成立することあり又或時は議案は既に提出せられ而して一部の議論起りたるとき其調査を爲さしめんが爲めに委員を選

定す此の委員は複選法に依らず議院に於て直接に投票又は一二議員の指命したる人々を選定することあり又議題の或る私利に關すると同時に一國の公益に關する混成の性質を有するときは複選法に依り選舉委員をして該議題の取調委員の全部又は一部を選定せしむることあり又上下兩院協議して半數を上院より出たし半數を下院より出たして以て混成委員を組織することあり

下院は初めて一千八百八十二年に於て公益的議題に屬する或る議案の取調を爲さしむる爲め二大常任委員を組織せり然れども事創始に屬し新設委員の結果は輿望を満足せしむるに至らざりしかは其次年に至り遂に之を解任せり然るに一千八百八十八年に至り復た二個の常任委員を置き選舉委員の選定に因り一は六十名を以て組織し一は八十名を以て組織し各々議院開會の期を以て其任期とせり即ち前者

は専ら法律案及び裁判所の構成及び訴訟法に關する議案を調査し後者は商業工業及び農業に關する議案の調査に従事す上院も亦た一千八百八十九年に於て初めて四個の常任委員を置きたり
余輩は下院二個の常任委員の設置あることを記するの序を以て尙ほこの他に請願委員と決算委員との設置あることを讀者の記憶に存せんことを望むものなり

第一 政黨

政黨は議院政治の運轉を圓滑にするに必要缺くべからざる機關の一たり政黨とは許多の人相集りて一定の主義を實行するを目的とし同心協力して團結したる結合體なり唯此の政黨の勢力は以て議院の多數に定見を與ふるを得唯此の政黨を後援とするの内閣は能く安全に能く勢力を保ち且つ能く鞏固なるを得可し各殊大同小異の區々たる

政論を綜合網羅したるの政府は大抵其行動する所始終統一を保つを得ず是れ一に其頼る所の黨派の組織に因らすんはあらざるなり夫れ政黨は議院政治に必要缺くへからざるの要具として隱然憲法上に認められ一國政治の良否興廢隆替は此の政黨の勢力如何に由りて判る而して政黨の儼然存立するは適々以て國家の紀綱を震撼せんとするの大衝突を避けて却て憲法を擁護するものなり故に政黨は時に盛衰興亡あるを免れざるも獨り國家の制度は依然として長へに寧ろ靜かなるを得ん

英國議會に於て反對の兩政黨相對峙して政論を闘はずを見しは第十七世紀の前半紀頃なり是より以前に於ける議會は閉會中の日數極めて長く隨て開會の日數極めて短きか爲め甚しきは議員中互に相識るを得るの違さへあらざりき一二の學者はエリサベス女皇の代に於

て既に政黨の或る萌芽あることを認識せり彼のピユリタン宗奉教者は頻に國王の特權と衝争して議會の權利を保護せしめたり斯の如くにして政府の反對黨は漸くステュアルト王朝の初期に起り彼の長期議會の時に至りては判然兩政黨の分立するを見たり即ち一方には騎兵黨と稱し他の一方は圓顛黨と呼ばれしもの是れなり王權黨はチャールズ二世王の代に起りて民權擁護黨の反對に立てりハラム氏(英國歴史家)の言ふ所に據れば彼の「ワイグ(民黨)トウリー(王黨)なる語の初めて政黨に稱呼せらるゝに至りしは一千六百七十九年の事なりき此の「ワイグ(民黨)及び「トウリー(王黨)の語は意義に於て穩當ならざるのみならず頗る俚言俗語に屬すれとも一時世上に喧傳せられ今は世間の通語となりて牧童樵夫も之を知らざるものなきに至れり特に一千六百八十年に他宗排斥法案に就き兩政黨間に一大紛議の起りし時に於て

最も世間に傳播したり兩黨の紛争に「トウリー」(王黨)は國王の特權及び國立寺院の特權を保護せんを力め「ワイグ」(民黨)は議會の權力を強且つ大ならしめ舊敎を分離したる新敎徒改革派に對し宥恕寛假の處置を爲すへしと論争したりき蓋し事實の眞象を觀るに此の兩黨の淵源たる業已に今日吾人か何れの邦國にも認むるか如く一方には保守主義を持し官權を主張し王權及び貴族の權利に戀着する政黨ありて他一方には議會の權力を擴張し人民の自由を伸張するを以て主義とせる自由改進黨主義を執る所の正反對の傾向を胚胎せるものに似たり「トウリー」と「ワイグ」の二黨は往々其政黨の主義綱領を變更し或は綱領に違背せるの舉動なきにしもあらず又或る時代には一時の權宜に出て黨略上已むを得ず自己の主義綱領を忘却せしか如き舉動是れ特に一黨の存亡に關し此の策に出てされは亡滅を免れざらんとするの時

運に際會せし時なり)ありしにも拘らず大體より觀察すれば各々一定の原則を奉行して起居動作を爲し劃然反對の傾向を保持して以て今日まで存続したるものなり第十八世紀の初に當りて王黨はアーヌ女皇の内廷の陰謀に誘はれ一朝失敗したる後は反て國王及國民に對し好意を表し爾來此の黨は殆ど五十年の久しき間政權を執ることを得ず遠く政治社會に擯斥せられて終身頭を擡ぐるを得ざるの悲境に陥り常に民黨の全盛を傍觀して轉た羨望するの外亦た他に爲す所を知らざりき然るに物盛んなれば則ち衰ふは理勢の自然にして政黨の盛衰も亦た此の天數を免るゝ能はず是に於てか勢力強大を極めし民黨も遂に一二の私黨に分離し人心厭倦して勢力頓に萎靡振はざるに至りしかは彼の「ジョウチ」第三世王は此の機に乗し新に立憲的の政黨を組織して勤王黨キングスフレンドと名け以て舊來の王黨民黨の競争を折破せんことを

を企てたり爾後數年を経て佛國大革命に於ける殘忍苛酷の慘狀を觀て世間漸く民黨の無情を忌み民黨の大部分も脱して王黨に合するに至れり是よりして民黨は尙ほ舊主義を株守するといへとも殘留する所の黨員は其數至て少なく其勢力の微々として振はさる宛然強弩の末魯縞を穿つ能はさると一般に歸せり然るに今世紀に至りて兩政黨は更に名實穩當の稱呼を下し一は保守黨と云ひ一は自由黨と稱へたり而して此の兩黨の外に新に第三黨として起りたる政黨あり其起るの日は至りて微弱なりしか其後選舉權の擴張する毎に地歩を進め常に愛蘭の自由と利益とを保護するを以て主義とし或は保守黨と同盟し或は自由黨と袂を聯ね常に政府の反對に立てり抑々英國兩政黨が現時主持する所の綱領主義を精確に指定するは決して容易の業にあらず一黨は舊に泥み古を尙ふの觀ありて他の一黨

は新奇を競て將來の進歩を期するの觀あることは又疑ひを容れさるなり然れども保守と云ひ改進と云ふも言論上唱道するのみにて事實上施爲する所の績は孰れか進歩主義なるや將た孰れか保守主義なるやを甄別し難し保守黨の人物は皇室を尊戴するの念殊に深し然れども何人も往時皇室に保有せし特權を今日に回復せんとは夢にたも想はさるなり或時は保守黨は自由黨が大早計の發明進歩主義を痛撃するとあるも後日に至り反て保守黨自ら之れを賛成し剩へ曩日痛く攻撃せし進歩黨改革案を自ら進んで之か實行を計畫することあるを見る故にフランクウイル氏之を疑ひて曰く「兩黨議論の分るゝ所那點にある乎主義の異なる所那邊にある乎兩黨の間嘗て深崖あるなく嘗て鴻渠あるなし只僅かに一時の變色を認むるあるのみ彼の英國々立寺院廢止案の如き紛々たる問題に於ても余輩は保守黨と溫和自由黨

との間に別に雙方の議論異なるを見るにあらずして唯人に黨すると沿革上の行掛及び從來の恩讐を記憶するの外兩黨間に存するものあるを見すと

前記フランクウイルの説は固より民黨の一部なる温和黨を評するに適實なるのみ夫れ英國自由黨は反對黨なる保守黨の如く同種類の一致結合の團體にあらずして小黨分派の數分子より成立するものなり故に其間主持する所の自由説も往々極端に奔り動もすれは過激なる社會黨論を唱ふるの黨興なきにあらず單に議論の上より觀察すれば自由黨中の温和派は同黨中の急進過激派よりも寧ろ其實保守黨に近きの氣味あることを明言するは敢て無益にあらざるべきを信す今や自由黨中の過激派は同黨中の最も勢力ありて最も多數の一黨派を成し常に土地條例及び税法の改革を主張し又國家と寺院との別を爲

さくるへからざる所以を主唱せり

今や往日に於ける小黨分立の名簿は端なく破壊して一致黨及び自治案黨人或は之をグラッドストーン黨と呼ぶの稱呼あるのみ彼のグラッドストーン翁が百折不撓の精神を以て愛蘭自治案を提起するに方りてや自由黨の中にも之に反對するの黨員ありて一時四分五裂の状を呈し彼に結托し此に同盟し各々其主義綱領を掲げしとありしも其離散分裂の状たる全く一時の小波瀾に過ぎず故に一旦問題の決したる後は相互の感情も釋然として調和すると舊時の如く絶て嫉妬怨恨の迹を留むること無し以て彼の小黨派分立の時箇々の勢力の如何に薄弱なりしかを推知するに足る可し

現時の内閣は殆んど保守黨全部を以て組織せらる然るに唯財務大臣ゴッセン氏一人のみは一致黨自由黨に屬する人物にして温和自由黨及

一五六

ひ過激自由黨に擁護せられて内閣に立つ者なり斯の如くゴッセン氏一人自黨を離れて獨り内閣に入るを見て彼は自由黨を永遠に分離したる者と判断するを得るか否是れ一時の機變に外ならざるなり熟々英國歴史を繙閱するに或る特別なる一問題の爲め斯の如き自黨を分離して他黨に連絡するの實例は從來嘗に一再に止まらざるなり若し一たび問題にして決せんか又元の所屬黨に復歸して舊黨を再造するか或は永遠に袂を拂て舊黨と離別し更に他黨に入るあるのみ彼のピトリット黨の多數及びグラッドストーン氏は保守黨を去て自由黨に就きし者なり蓋し此の次回の政變には吾人は以爲らく英國の政治社會に於ては今回はグラッドストーン氏の爲せし所に反しロルド、ハーチントン氏及び其同論者か愛蘭問題の決する後依然保守黨に留りて而してチャンヘルテン氏か反て過激一致黨を挈けて自由黨に入り更に進歩

的の政綱を主唱するを見るの日あらんと夫れ政治家の議論變更するに從て政黨の出入變遷を生し又昔日の舊態を墨守すへからざることは蓋し永久免るへからざるの數ならん然れども更に確定不變の理勢を言はゞ政海は何時も先づ二派に分るゝあり而して後政黨二派に分裂することは是れなり

英國の政黨は孰れも各々其領袖を奉戴して以て議院内の縱横を號令する者ならざるはなし此の領袖は則ち多數の人望を博し入りて内閣の首相となり出てゝは政府反對黨の領袖となり常に失敗内閣の後を繼承し取而代るの準備を爲す者なり政黨は往々直接に此の領袖を指定せざることあり前の領袖隱退又は死亡等に因りて空位を生せんか自ら代つて領袖たらんと欲する者は自己の才能と功勞とを顯はし則ち換言すれば第一等の人物なるを表彰して自ら其望を屬するを